

令和4年度版

■校外学習安全マニュアル(届出例)■

□ 小学校・野外教育活動（届出：様式 31-1 号）	1
□ 小学校・野外教育活動（実施計画案）	3
□ 中学校・自然体験学習（届出：様式 31-1 号）	16
□ 中学校・自然体験学習（実施計画案）	18
□ 修学旅行（届出：様式 31-1 号）	30
□ 修学旅行（実施計画案）	32
□ チェックリスト（下見・事前・当日）	41
□ 安全管理上の次年度への引き継ぎ事項	45
□ 学校教育課チェックリスト	47

※ 上記データは、豊橋市立小中学校情報ネットワークイントラネットに掲載

■ 参考資料 「校外学習(行事)等に係わる提出書類と提出期限, 提出先」

	提出する書類	提出期限	提出先
1	■泊を伴う行事 野外教育活動, 自然体験活動, 修学旅行など ■泊を伴わないが, 危険を伴うと判断される行事 長距離歩行, 河川や海岸での活動など ■泊を伴わないが, 班別で児童生徒だけで行動する行事 名古屋分散学習, 職場体験活動など ①「学校行事について(届出 様式 31-1)」 ②「実施計画案」(別添「指導日程細案」) ③「下見・事前チェックリスト」の写し ④「ウォークラリー実施時のコース図」や 「食物アレルギー等配慮が必要な児童生徒の 情報(除去食の対応等)を示したものの」 を別添資料として提出する。	出発の2週間前 までに, ①②③を セットで提出 出発前日までに ④を提出	学校教育課・ 学校安全担当 指導主事
2	(上記1に該当する行事の場合) ①「当日チェックリスト」 ②「安全管理上の改善すべき引継事項」 ※火をつけてトーチトワリングを実施した学校は, 「トーチトワリングチェックリスト」も提出する。	終了後10日以内 ※電子データで ⇒内部共通システムまたは 校務支援システムメッセージ	学校教育課・ 学校安全担当 指導主事
3	■その他の校外学習で, 遠足など校区外での活動の場合 ①「学校行事について(届出 様式 31-1号)」 ※「実施計画案」は提出しない。ただし, 届出様式の「日 程と安全上の留意点」の項目に, 安全管理について 具体的に記述する。	出発の10日 前まで	学校教育課・ 学校安全担当 指導主事
4	■その他の校外学習で, 校区内(中学校区)での活動や, バス利用による見学活動などの場合 ①「学校行事について(届出 様式 31-2号)」	出発の10日 前まで	学校教育課・ 学校安全担当 指導主事
5	豊橋市野外教育センター利用時 ①「申請書(3種類)」〈使用承認・施設物品・減免〉	出発の2週間 前まで	生涯学習課・ 野外教育センター
6	豊橋市少年自然の家利用時 ①「申請書(3種類)」〈使用承認・施設物品・減免〉	出発の2週間 前まで	生涯学習課・ 少年自然の家
7	市外施設を利用する場合(中学校のみ) ①交付申請にかかる書類, 様式 1, 2, 3	事業実施日 10日前まで	学校教育課・ 学事グループ
8	市外施設を利用する場合(中学校のみ) ①実績報告にかかる書類, 様式 4, 5, 6	事業完了後 10日以内	学校教育課・ 学事グループ

小学校野外教育活動
様式第 31-1 号 [例]

※ 実施の 2 週間前までに「実施計画案」を添付して、
学校教育課・学校安全担当指導主事宛てに提出

様式第 31-1 号

発番は必ずつける。実施日
の 2 週間以上前の日付

年号の数字を必ず付ける

●△△小第□□□号
令和●年□月□□日

豊橋市教育委員会教育長 □□ □□ 様

豊橋市立△△小学校長 愛知 太郎

学校行事について (届出)

このことについて、下記の通り実施します。

記

・個々に特別な配慮、対応が必要な児童に
ついて挙げ、人数を記入する。

1 行事の種類 野外教育活動

2 期日 令和●●年□月□□日 (□) ~ □□日 (□) 1 泊 2 日

3 参加予定児童

学年	児童数	参加数	不参加者数	不参加の理由	不参加の処置
□年	□□□	□□□	(例) 1	(例) 入院加療中のため	□□□…
個別に配慮が必要な児童					
(例) ・アレルギー対応食が必要な児童 3 名 ・エピペンを携帯する児童 1 名 ・けがのため、松葉づえ使用の児童 1 名					

4 引率者 □名 ○印の職員は、同方面での修学旅行の指導経験あり

引率者職氏名 ○校長 愛知 太郎 学年主任 豊橋 次郎〔届出文書責任者〕

教諭 蒲郡 三郎 ○教諭 渥美 一子

<活動支援> 教諭 田原 二子 (キャンプファイヤー時の支援を行う)。

・引率 (指導) の代表となる教諭を届出文
書の責任者として明記する。

5 目的地 (場所) と主な活動

豊橋市野外教育センター

豊橋市伊古部町字枇杷ヶ谷 5 7 - 1 2 Tel 0 5 3 2 - 2 1 - 2 1 3 3

□月□日 ()	□□ : □□ □□集合	オリエンテーリング	飯ごう炊さん (夕食)	キャンプファイヤー
□月□日 ()	飯ごう炊さん (朝食)	海岸でのレクリエーション	□□ : □□	□□解散

6 目的 ・□□□…

・□□□…

・同施設、同活動の経験者には、○印をつける。
・同地での個人旅行経験や下見経験は含めない。
・全行程参加せず途中で支援を行う職員について記載する場合は、
その旨明記して別途記載する。

7 目的達成への具体的方法

(1) 安全管理上の引き継ぎ事項に基づく留意点

・□□□…

(2) 事前指導

・□□□…

・□□□…

(3) 事後指導

・□□□…

・□□□…

前年度の自校および豊橋市全体の「安全管理上の次年度への引き継ぎ
事項」のまとめを参照し、計画立案や具体的な指導に活用する。

項目、内容は各学校で考え、「具体的」
に記載する。

8 経 費

・ R3 より児童バス代は受益者負担。(R3 は一人 500 円)

区分	交通費	宿泊費	食事代	見学科	旅行傷害保険	小計	雑費	合計	備考
児童	500	0	1,000	0	0	1,000	0	1,000	
職員	0	0	1,000	0	0	1,000	0	1,000	

※ 活動中の事故やけがなどについては、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度で対応する。(全員が加入済。)

- ・「旅行傷害保険料」の欄が0円になっている場合は、「活動中の事故けが等については、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度で対応する。」と欄外下部に記載する。その場合、加入していない児童がいる場合は(未加入者〇名)のように記載する。
- ・一般の旅行保険等に参加する場合は、「活動中の事故けが等について、〇〇損害保険で対応する」などと保険名を明記する。
- ・経費を計上しない欄については、「0」を記入する。

9 その他参考事項

(1) 下見計画 (または予定)

月 日	下見職員	分担 (点検内容)
□月□□日 (□)	豊川 一夫 蒲郡 三郎	施設職員との打ち合わせ (日程、雨天時の代替案、危険箇所と危機回避策 実施判断基準の確認、海岸からの移動時間、活動範囲の確認)
□月□□日 (□)	渥美 一子	施設内確認 (掃除道具、AEDの設置状況、避難経路、安全確認) 通信受信手段の確認、海岸での活動場所の安全確認、 <u>感染症対策</u>
□月□□日 (□)	蒲郡 三郎	新たな危険への対策、危険箇所の再確認、施設外の活動経路の安全確認、 海岸からの移動ルート確認

- ・下見の期日 (または予定日)、参加者氏名、主な点検内容を記載する。
- ・複数回下見した場合は、日ごとに分けて記載する。

職員会議での協議は必ず行う。4月当初に行事を実施する場合は、前年度末の職員会議も含めて計画的に提案・協議を行う。

(2) その他の参考事項

- ・□月□日 (□)、職員会議において提案し、全職員で安全管理を含めた指導体制全般について協議を行う。
- ・実施計画案は全職員に配付するとともに、また職員室電話横にも置き、いつでも活用できるようにする。
- ・□月□日 (□) に野外教育活動説明会を開催して、保護者に対して実施計画全般および安全対策を説明し、保護者への依頼事項の徹底を図る。

保護者への説明会は必ず実施する。4月当初に野外教育活動を行う場合、小学校5年生であれば、前年度末の時期も含めて計画的に保護者会を実施するなど、先を見通した対応を行う。

- ・保護者には緊急時の連絡先の確認をとる。また、保護者が問い合わせをする場合の連絡先も周知する。(□□小学校 教頭□□□□ TEL: □□-□□□□)
- ・前年度の自校および豊橋市全体の「安全管理上の次年度への引き継ぎ事項」のまとめを参照し、計画立案、指導に活用する。

※ 実施の2週間前までに、届出様式31-1号に添付して
学校教育課・学校安全担当指導主事宛てに提出

様式例

令和〇〇年度 豊橋市立〇〇小学校 野外教育活動実施計画案

提出物はすべて
A 4 判縦…左綴じ

令和〇〇年〇月〇〇日作成

引率の代表者（学年主任や教務主任など）

校長

〇〇 〇〇

作成担当者

〇〇 〇〇

1 期 日 令和〇〇年〇月〇〇日（〇）～〇〇日（〇） 1泊2日

2 目的地 豊橋市野外教育センター

豊橋市伊古部町字枇杷ケ谷57-12 Tel 0532-21-2133

雨天時などの代替予定、指導観察事項、
移動方法などについては必ず記載する。

宿泊施設の正式名称、住所、電話
番号を記載する。

3 日程と安全上の留意点
(1日目)

活動日程の要所で必ず「健康
観察」「人員点呼」を入れる。

月 日	時 間	場 所	活動と安全上の留意点	輸 送	備考
□月	8:20	学校集合	健康観察 人員点呼		
□□日	9:00	運動場集合	持ち物点検、諸注意		
	9:15	学校出発	諸連絡	バスは3台	
	9:25	バス出発	※バス乗車中はシートベルト	緊急・荷物運搬用	
	9:50	野外教育センター着	を…	車両として3台	
	10:00	掲揚塔前	入村式、避難経路確認		
	10:20	宿泊棟	入室指導、シーツ配布		
	10:50	海岸へ出発	健康観察 人員点呼	海岸へ緊急車両	
		【以下略】	※〇〇〇… 《雨天時案》		

主な活動ごとに
点線で区切る。

雨天案などを簡潔
に記載する。

活動場面ごと点線で区切る。その上で、それぞれの枠内に「※安全上の留意点」を記入する。

※歩行移動中

※駅ホームでの待機中

※バス利用

※食物アレルギー対応

※班別行動中

※体験活動中

など

緊急時の輸送上の対
応があれば明記する。

(2日目)

月 日	時 間	場 所	活動と安全上の留意点	輸 送	備考
□月	6:30	起床	健康観察 人員点呼		
□□日	7:00	炊事場	朝食準備		
(□)			※〇〇〇… 《雨天時案》		

様式 3 1 - 1 にあわせて○に変更

以下は、指導体制、担当内容の記載例

4 安全管理について

(1) 引率者及び指導体制・組織（○は、野外教育センターで主たる活動を経験している教員）

職	氏 名	担 当
校長	○豊橋 太郎	統括責任者
教務主任	○豊川 次雄	気象情報収集係、緊急車両担当者
5 年主任・ 4 組担任	○吉田 花子	企画・立案係、渉外係、安全管理係、活動参加者名簿保管者
1 組担任	渥美 三男	児童人員確認担当、食事係、レクレーション(砂の造形)係
2 組担任	□□ □□	避難誘導担当、キャンプファイヤー係
3 組担任	□□ □□	レクレーション（クラスマッチ・ウォークラリー）係
◇◇組（特支）担任	○□□ □□	保健衛生担当、特別支援児童指導、宿泊・保健係
教頭	○□□ □□	学校待機担当、緊急時連絡、災害情報など確認
校務主任	□□ □□	学校待機担当、緊急時連絡、災害情報など確認
○年主任	○□ □□	キャンプファイヤー時の支援

「教諭」ではなく校内分掌に沿って具体的な立場を記載する。

引率者と学校待機は、二重線で区別する。

・指導分担について記載する。
・表内の字句はあくまでも記載例である。

(2) 日程に合わせた引率者の動き 【別紙「指導日程細案」参照】

※実施計画案をもとに作成し、指導日程細案との相違がないように留意する。

日程に沿った教員ごとの指導内容を記載した「指導日程細案」は必ず添付する。活動中の人員確認を含めた、安全指導にかかわる指導内容、時期、方法も記載すること。

※「エピペン」を処方している児童生徒がいる学校については、配慮事項を記載すること。その際、「エピペン」の管理事項についても記載し、緊急な場合にはすべての職員が対応できるようにする。

(3) 主たる活動の実施判断基準

以下は気象や災害に関する各種情報に基づく実施判断基準を例として示したものである。施設の周辺環境や実施時の状況に応じて、さらに施設側とも協議して決める。
※海岸から離れた施設(山間部など)で実施する場合は、「高潮」「波浪」は省略可。

主たる活動 判断基準		出 発	宿泊施設内	全員での 屋内活動	全員での 屋外活動	分散学習 (学級別・班別)
気象・警報	特別警報	中止 (延期)	全ての活動を中止し、 安全な場所で待機	←同左	←同左	全ての活動を中止し、 安全な場所で待機 所在安否確認
	暴風	自宅待機	宿泊施設内待機	可能であれば実施	屋内活動に切り換え、 または宿舍待機	←同左
	大雨	△ 状況に応じて	△ 状況に応じて	可能であれば実施	△ 状況に応じて	←同左
	洪水	△ 状況に応じて	△ 状況に応じて	可能であれば実施	△ 状況に応じて	←同左
	波浪／高潮	△ 状況に応じて	△ 状況に応じて (海岸付近は避難)	←同左	←同左	←同左
気象・注意報	大雨／強風	○	○	○	△ 状況に応じて	←同左
	洪水	○	○	△施設の状況 に応じて	△ 状況に応じて	←同左
	波浪／高潮	○	△ 状況に応じて避難	←同左	←同左	←同左
	雷	○	○	○	▲→次頁②参照	▲→次頁②参照
竜巻注意情報		△ 状況に応じて	○	○	△ 状況に応じて	×
地震関係	「南海トラフ地震 臨時情報」 ※キーワード 「調査中」	中止 (延期) ・発生時の対応確認 ・情報収集に努める	安全を確保し、 速やかに帰校する。 ・発生時の対応確認 ・学校と連絡を取り、 情報収集に努める	←同左	←同左	指定した場所に集結 所在安否確認後、速 やかに帰校する。 ・発生時の対応確認 ・学校と連絡を取り、 情報収集に努める
	大規模な地震 の発生時	中止 (延期) 学校と連絡を取り、 帰校の準備を行う。	学校と連絡を取り、 帰校の準備を行う。	←同左	←同左	指定した場所に集結 所在安否確認と帰校 準備
	緊急地震速報 (特別警報)	全ての活動を中止 1次避難	全ての活動を中止 1次避難	←同左	←同左	←同左
	大津波警報 (特別警報) 津波警報	中止 (延期) ・発生時の対応確認 ・情報収集に努める	△発生時の対応確認 情報収集に努め、状 況に応じて行事の実 施、あるいは中止 (延期)かを判断。	←同左	←同左	△発生時の対応確認 情報収集に努め、状 況に応じて出発する か、中止 (延期) する かを判断
	津波注意報	同上	△ 現地の状況に 応じて (海岸付近…ただ ちに避難)	←同左	←同左	同上
光化学スモッグ 注意報・警報		自宅待機	窓から離れるか 窓のない部屋に 移動	←同左	屋内退避	屋内退避を 事前に指導
光化学スモッグ予報		○ 要配慮児童に 注意	△窓を閉める	○	状況に応じて屋内 退避	屋内退避を 事前に指導
Jアラートによる 弾道ミサイル発射の 緊急情報		自宅待機	窓から離れるか 窓のない部屋に 移動	←同左	近くの建物か地下 に避難、または、 物陰に身を隠すか 地面に伏せて頭部 を守る	←同左

- ・観測された異常現象が南海トラフ沿いの大規模な地震との関連性を調査した場合、または調査を継続している場合、「南海トラフ地震臨時情報 (調査中)」が発表される。
 - ・「半割れケース」に相当する現象 (南海トラフ沿いで M8.0 以上の地震が発生) と評価した場合、「南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)」が発表される。
 - ・「一部割れケース」「ゆっくりすべりケース」に相当する現象 (南海トラフ沿いで M7.0 以上 8.0 未満の地震が発生) と評価した場合、「南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)」が発表される。
 - ・「巨大地震警戒」「巨大地震注意」のいずれにも当てはまらないと評価した場合は、南海トラフ地震臨時情報 (調査終了) が発表される。
 - ・これらの発表があった際、豊橋市では「豊橋ほっとメール」「防災ラジオ」「市ホームページ」「ケーブルテレビ」「同報系防災行政無線」「ツイッター・フェイスブック」「Yahoo!防災速報」により情報が発信される。
- ※「南海トラフ地震臨時情報」は、突発的な地震に備えるためではなく、あくまでも後発地震に備えるために発表される情報である。

以下の①～⑦については、前頁の判断基準に基づく、実際の対応例である。各学校でよく吟味して記載する。

(4) 自然災害や気象状況により、想定される危険への対応について

- ①気象情報やニュースの情報とともに、引率者が実際に現場の状況を見て、総合的に実施の可否を判断する。
- ②雷注意報発表時の「▲」の場合は、入道雲や黒雲、突風や気温の低下、激しい雨、かすかであっても雷鳴がないかなどについて、複数の教員で状況を把握し、落雷の危険があると判断される場合は、活動を中止して、児童生徒を速やかに屋内に避難させる。

学校内における教育活動中の雷注意報発表時の対応と一部異なる点に注意。施設から離れ、適切な避難場所がなく、少しでも危険と判断される場合は一切の屋外活動は中止とする。

※必ず季節や気候、施設の立地条件、気象状況（雷雲の位置や動き）など、さまざまな情報をもとに、活動内容や活動時間を考慮に入れ、施設の長となるものと学校長が協議し、総合的に判断する。

- ③気象情報などは、気象情報収集係 I 教諭、または学年主任 C 教諭が、各活動の約 30 分前に、学校からの連絡（教頭）、テレビ、ラジオ、インターネット、携帯電話などで入手して確認する。その後、校長、施設職員、学年主任の三者で協議をして、最終的には校長が実施の可否を決定する。決定後も新たな気象情報の発表がないかどうか、現地と学校待機職員の両方が注意する。

基準となる情報を、①だれが、②どの時点で、③どのような方法で入手し、④それをだれに伝え、⑤だれが協議して決定するのか、記載する。また①～⑤について「指導日程細案」に活動ごと、時間ごとに記載することが必要である。

※携帯電話は山間部などで受信ができないケースがあり、下見で確認することが必要である。その場合、トランシーバーを用意するなど緊急時に連絡できる態勢を整えておく。

- ④上記一覧表の「△状況に応じて」の場合は、実施可否について施設職員、校長、学年主任で協議した上で、校長が判断する。

⑤地震発生時、または津波警報・津波注意報発表時の避難について

- ・野外教育センターの 300 m 東側にある緊急放送設備からサイレンなどによる通知が行われる。
- ・第 1 次避難場所は炊事広場（少年自然の家は芝生広場）とし、ここに児童を集合させ、名簿と合わせて人員点呼を行う。その後、津波などの危険がなくなるまで待機する。

* 野外教育センターの場合、キャンプファイヤー場は標高 25 m、炊事広場は標高 33 m である。大津波に備えて、第 1 次避難場所は炊事広場とする。なお、少年自然の家の場合は標高 65 m の芝生広場を第 1 次避難場所とする。

* また、野外教育センターの場合、本館前の階段または自動車用の通路いずれを通過して降りても、避難時の転倒などの危険が考えられるため、キャンプファイヤー場に降りる第 1 次避難は行わない。

* 土砂崩れの危険があるため、野外教育センター本館裏側には近寄らないように指示する。

- ・大規模な地震の場合、津波警報・注意報が解除されるまでに 24 時間以上かかる場合もあるので、地震発生後 1 時間程度経過した後で、センターでの活動の継続が危険であると判断される場合は、速やかに第 2 次避難場所である高豊地区市民館（標高 58 m）へ避難し、帰校に備える。また南半球などの遠方で発生した大地震による津波警報、注意報が発表された場合の対応は、基準表のとおりとする。なお少年自然の家の芝生広場は、標高 65 m で高豊地区市民館より高い位置にあるため、特別の事情がない限りは第一次避難場所の芝生広場に留まる。
- ・軽微な地震であることがわかった場合は、建物などの被害状況の確認の後、活動を継続する。

⑥「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合

- ・事前避難対象地域で「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合は、帰校の準備として第1次避難場所に一旦集合し、その後第2次避難場所に移動する。少年自然の家の場合は、第1次避難場所に留まり、帰校に備える。
- ・事前避難対象地域以外で「南海トラフ地震臨時情報（調査中）（巨大地震警戒）（巨大地震注意）」が発表された場合は、発生時の対応確認、情報収集に努め、状況に応じて継続するか、帰校するか判断する。
- ・通信手段喪失時には、外部との連絡手段として少年自然の家や高豊地区市民館に備え付けのデジタル防災行政用無線を利用する。

近隣の豊橋市デジタル防災行政用無線（MC A無線）局の配備先と[個別番号]	
少年自然の家 [6 0 9]	高豊地区市民館 [2 3 9]
豊南校区市民館 [2 3 8]	高豊中学校（応急救護所）[3 1 1]
豊南小学校 [3 6 8]	消防団（豊南・伊古部部）[8 5 1]

- ・海岸で活動している最中の避難については、ただちに児童を呼集し、海岸の駐車場を経由して道路の安全状況を確認しながら野外教育センターの門扉まで移動し、野外教育センターまたは少年自然の家いずれに宿泊している場合も、野外教育センターのキャンプファイヤー場に向かい、そこから更にセンター炊事広場に避難する。大規模校同士の宿泊が重なった場合は、炊事広場を中心として、適宜周辺まで広がって避難する。

（季節や曜日などによっては、海岸にサーフィンなどの一般客がたくさんいて、海岸駐車場からサイクリングロード入り口付近まで路上駐車車両が道路をふさぐことも少なくない。避難時に自動車の急な移動に伴う交通事故の危険が考えられるため、道路を横切らないように駐車場の西側から避難を開始する。また、サイクリングロード入口に向けての第1次避難は行わない。）

- ・海岸駐車場～センター門扉前：約200m、門扉前～ファイヤー場：約100m、ファイヤー場～車道経由で本館前：約200m、センター門扉～サイクリングロード入口：約500m

⑦特別警報発表時の避難について

- ・緊急地震速報（震度6弱以上を想定した特別警報）が発表された場合、あるいは緊急放送設備から通知された場合、教職員はただちに児童生徒に避難行動をとるよう呼びかけるとともに、児童生徒は、倒壊や落下のおそれのある建造物から離れたり、姿勢を低くして頭を保護したりする等の避難行動をとる。その後、軽微な地震で余震のおそれがなく、建物などの被害状況の安全が確認された場合、活動を継続する。なお、活動前には避難行動について指導をする。
- ・大津波警報（3mを超える津波を想定した特別警報）が発表された場合、⑤の津波警報と同じ対応をする。
- ・地震、津波以外の暴風、大雨、洪水、波浪、高潮の特別警報が発表された場合、ただちにあらゆる活動を中止し、予想される災害に対して最も安全な場所で児童生徒を待機させる。教職員は、気象情報の収集に努めるとともに、現地の警察や消防、学校とも連絡を取り合いながらその後の対応（児童生徒の食事や健康管理、2次避難の必要性、保護者への連絡、帰校時期と手段 など）を決める。

⑧火災発生時は、火災や煙による被害を避けるため、キャンプファイヤー場を第1次避難場所とする。本館正面の階段は使わず、車道を通して避難する。

・センター	第1：炊事広場	第2：高豊地区市民館
・自然の家	第1：芝生広場	第2：高豊地区市民館

(5) その他、想定される危険（＊）と対応（・）

※「(4)に掲載したものを除く」

以下(5)は、想定される危険の対策・対応例である。季節、施設、学校規模など、各学校の実情に応じてよく吟味して作成することが必要である。

①新型コロナウイルス感染症への対応

- ・実施中に発症あるいは発症の疑いがあるとわかった場合は、１）管理職と旅行者（担当者）に報告する。２）発症者と集団の接触を断つ。３）医療機関へ連絡をする。所轄保健所へ連絡をする。保護者へ連絡をする。また、救急車要請も視野に入れる。（呼吸が苦しい、意識が朦朧など）
- ・状況によっては、一部または全部の待機をさせるなどの指示を出すことが考えられる。（濃厚接触者特定のための調査、濃厚接触者となった者の検査等により、予定通り実施できない場合も考えられる）さまざまな情報を集めながら、どのような方法が適切なのかを校長が判断する。

②海岸での活動

- ＊児童が波打ち際に近づくこと。
- ・事前指導の段階で危険性について十分に指導するとともに、当日は、海岸線側にも教員○名を配置し、不用意に近づく児童を発見したらただちに注意し戻す。
- ＊砂浜で危険物や岩などによる足のけがをすること。
- ・ビーチサンダルなどを着用させ、裸足にならないよう事前指導し、当日も呼びかけ、注視する。

③熱中症

- ・暑さが心配される場合は、定期的にWBGT（暑さ指数）を測定器により観測する。以下の指針を参考に、活動の可否について判断する。

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。
31～35℃	28～31	厳重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
28～31℃	25～28	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24～28℃	21～25	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

※暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など

（公財）日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック 運動に関する指針」より

- ・熱中症対策として、個人で首に巻くタオルまたは首を保冷する専用のグッズなどを、学校として熱中症予防塩飴、スポーツ飲料などを用意する。

④危険動植物

- ＊ハチ、ヘビ、ムカデ、毛虫、触れるとかぶれる木など
- ・見かけたら、自分では近寄らず、ただちに引率者を呼ぶよう事前に指導を行う。
- ・引率者は、ただちに児童をその場から離して、殺虫剤など、適切な用意をして対処する。
- ・スズメバチなどの被害を避けるために、黒っぽい服や帽子をさけるよう、事前に指導する。
- ・長袖のズボンやシャツを着用して、肌がふれないように指導する。

⑤食中毒

- ・手洗い、消毒、十分な加熱を行うこと、野外炊飯で生ものをメニューに入れないよう指導する。
- ・当日は上記の点に注意すると同時に、食べ残したものの処分を確実にを行う。

⑥やけど

＊野外炊飯、およびキャンプファイヤー時のやけど

- ・炊飯時には、素手で火掻き棒や飯ごう、その他のものにさわる事がないように指導する。
- ・熱湯でやけどをすることがないように、鍋の持ち運び方や鍋つるのもち方を事前に指導する。
- ・かまから下ろしたなべや飯ごうの置く位置を事前に指導する。
- ・軍手は必ず綿１００％のものであることを確認してから使用させる。家庭への注意を徹底する。
- ・キャンプファイヤーのトーチ棒は、火が伝わってやけどをしないように、決して水平以下に下げて持つことがないように事前によく指導する。
- ・キャンプファイヤーの風下側は、火から十分に児童を離すように常時引率者が注意して管理する。
- ・必ず近くに消火用のバケツを５つ以上用意し、またすぐに水を補給できるようにホースを伸ばしておく。

【トーチ棒・トーチトワリングに対する対応】

- ・トーチトワリングの演技場所と他の児童が見る場所との間に、十分な距離をとらせる。
- ・トーチ棒につけるぞうきん等にゆるみがないか、素材は綿１００％か、灯油がたれることはないか等、複数の教員で入念に道具のチェックをしておくこと。
- ・綿１００％の長袖の上下の服を着用しているかを確認しておくこと。
- ・トーチを扱う児童生徒に対しては、トーチ棒を水平以下に下げて持たない指導を徹底しておくとともに、万が一の危険回避行動を指導しておくこと。

《万が一の危険回避行動》

⇒トーチを上に向けていられなくなったらトーチを手放す。

⇒火が衣服に燃え移ったら、すぐに地面に転がることで火を消すようにする。

- ・トーチトワリングについては、火をつけて実施する場合は、本番と同じ条件・同じ指導者でリハーサルを行うとともに、トーチ棒やトーチ棒につけるぞうきん等の整備・確認をしておく。また、綿１００％の長袖の上下の服を着用しているか、長い髪はバンダナ等でまとめているか、トーチを扱う者同士の間隔が狭くないか、水は用意してあるか、演技終了後の消化の手順等、複数の教員で十分に確認してから、火をつけてのリハーサルや本番に臨むこと。

※【校外学習マニュアル届け出例 P.43 (2) トーチトワリングチェックリスト】参照

⑦道具によるけが

＊のこぎり、なた、包丁、ピーラー、その他の道具によるけが

- ・正しい使い方、保管の仕方、刃先を人に向けない、持ったまま走らない、ふざけないなど、活動前の全体指導で徹底する。

⑧火事

- ・施設入所後、最初に避難経路の確認を全員にさせる。
- ・避難経路は、児童用しおりに掲載し、事前指導を行う。

⑨土砂崩れ

- ・特に、前々日、前日に雨が降った場合は、施設内の自然観察路（野外教育センター裏山、以下「裏山」、少年自然の家アドベンチャーフォレスト、以下「フォレスト」）サイクリングロード、ウォークラリーコースの下見を実施１時間前に行い、施設職員の助言を得て、実施の可否を判断し、必要に応じてコース変更を行う。特に「裏山」はまとまった降雨があった場合、翌々日までの間は、土砂崩れのリスクが高まるので利用しない。また、風が強い場合も、「裏山」「フォレスト」とともに、樹木の枝が折れ、落下する恐れがあるので、必ず下見をし、施設職員と協議の上、安全が確認されてから利用する。
- ・少年自然の家から海岸方面に向かう際、サイクリングロードを使用する場合も、実施１時間前に引率者が下見を行い、安全を確認する。また、風が強い場合も、樹木の枝が折れ、落下する恐れがあるので、必ず下見をし、施設職員と協議の上、安全が確認されてから利用する。

⑩ウォークラリー

＊がけ崩れ、樹木の枝の折損によるけが

- ・遊歩道は、前々日、前日、当日の連続して3日間に雨が降った場合は、降雨量に関係なく実施を見合わせる。また、強風注意報が出ていなくても現場の風が強い場合は、実施を見合わせる。サイクリングロードの利用も同様とする。

- ・実施する場合でも、実施1時間前に、引率者が再度下見を行い、施設職員と校長が協議の上で実施を決定する。

別添資料として、コース図・CP・危険箇所などがわかるものを提出する。 ※出発前日までに提出

＊道に迷う。

- ・コース図を確実に用意し、読み方を事前に指導する。迷ったときの動きも指導する。迷ってしまったと判断した時は、その場を動かない。
- ・要所に職員がつき、活動圏外に出ないように指導する。

＊交通事故

- ・一旦停止、飛び出しの防止、歩道がない車道での歩行時は1列で歩行するなど、常日頃からの交通安全指導を徹底する。また出発する直前に、再度全体で指導を行う。
- ・事故が発生した場合の児童への対応について、事前指導を徹底する。

⑪北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応

a Jアラートを通じてミサイル発射の緊急情報が発信されたとき

- ・屋外にいる場合…近く of 建物の中か、地下に避難する
- ・建物が無い場合…物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る
- ・屋内にいる場合…窓から離れるか、窓のない部屋に移動する

b 日本の領土領海に落下する可能性があるかと判断されたとき、または落下したとき

- ・迅速かつ正確な情報収集に努め、避難解除の指示があるまで避難行動をとる

c 日本の領土領海の上空を通過したとき、または領土領海外に落下したとき

- ・避難行動を解除する

(6) 傷害保険などの有無

- ・活動中の事故やけがなどについては、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度で対応する。また、加入していない児童の有無を明記する。加入していない児童がいる場合は、事前に保護者と協議して、事故やけがの発生時の対応を決めておく。
- ・旅行業者などが提供する傷害保険などに加入する場合は、その旨を明記する。

(7) 事故発生時の緊急対応図 【別添「緊急対応図」参照】

- ・別紙「緊急対応図」については、『携帯用マニュアル』と表裏に貼り、ラミネート加工などをして、引率者は常時携行し、緊急時に迅速な対応ができるように、事前にシミュレーションを行う。

(8) 児童への事前指導内容と計画

安全に関する指導の計画も含めて記載する。

月	日	曜	時限	指導内容	トーチトワリング指導計画
○	○	○	○	全体に関する説明、班編成、目標決め	心構え等の安全指導
○	○	○	○	野外炊飯に関する事前指導、食中毒防止の指導	練習開始
				…	
○	○	○	○	ウォークラリーについての指導、緊急時の指導	事前のリハーサル
○	○	○	○	直前の日程に沿った活動内容の確認と、安全指導。	トーチ棒の点検

火をつかったトーチトワリングを実施する場合は、トーチトワリングの指導計画の欄をおこして記載する。

(9) 人員点呼と参加児童名簿

- ①各活動の前後、緊急時には必ず人員点呼を行う。また人員点呼時には健康観察も合わせて行う。各班長から担任へ報告し、担任は名簿に状況をチェックする。

- ・学校は主たる活動ごとに必ず必要な名簿を作成する。
- ・利用施設には必ず提出する。学校教育課に実施計画案を提出する時に添付する必要はないが、事故発生時などには必ずすぐに提出できるように、引率者と学校待機職員それぞれが用意しておくこと。

- ②参加児童に関する各種名簿（全体名簿、移動中の座席名簿、活動ごとの班別名簿、宿泊名簿）は、緊急対応図とともに5年学年主任のC教諭が常時携行する。

- ③参加児童に関する各種名簿は、施設到着時に施設長に提出し、管理については慎重を期すように依頼する。また活動終了時には、必ずC教諭が受け取ってから帰校する。

その他：前年度実施した「3 チェックリスト (1) 下見・事前チェックリスト (2) 当日チェックリスト (3) 安全管理上の次年度への引継事項」を、引率者全員で確認の上、本年度の計画に反映させる。

別添資料として、配慮が必要な児童の情報（アレルギーや対応等）がわかるものを提出する。
※個人名は載せない。 ※出発前日までに提出

(10) 食物アレルギーを含む、健康上配慮を必要とする児童への対応

＊食物、ハチ、ほこり、動物などによるアレルギー

- ・該当児童については学校生活管理指導表等の情報を事前に確認し、引率者・施設看護師で情報共有する。
- ・エピペンを所持している児童生徒がいる場合は、事前に保護者とも十分話し合い、別添資料にその対応について明記する。また、担任以外の引率教員も対応できるよう、情報共有を行う。
- ・該当児童にはアレルギー症状を誘発するものへの対応を活動前に指導しておくとともに、引率者は個に応じた対応を理解しておく。
- ・アレルギーを発症する場面や状況を想定して教員を配置し、該当児童の様子を観察する。
- ・食物アレルギーをもつ児童の食材については確実に除去されているか、複数の教員で確認する。
- ・食物アレルギーを有する児童とともに、周りの児童に「お弁当やお菓子の交換は禁止」等の事前指導を行う。
- ・食物アレルギーの原因食物が該当児童の食器等に付着しないように注意する。
- ・アレルギー症状を発症した場合は、ただちに教員に知らせるよう事前に全体指導をしておく。

＊配慮が必要な疾病

(例1)・糖尿病の児童には、食前に養護教諭がつき血糖値を測定する。

(例2)・車いすの児童には保護者が同行し、夜の着替えの補助を手伝ってもらう。

5 持ち物

- (1) 学校で用意するもの

・学校で用意するもの、児童が用意するもの、それぞれについて記載する。

- (2) 児童の持ち物 ※健康管理上必要なものは、□で囲むようにする。

6 主たる活動の細案

「指導日程細案」と兼ねてもよい。

7 事故発生時の注意事項

- (1) 事故発生時

○児童の安全確保を最優先すること。

○安全を確認し、被害状況など現状把握をすること。

(2) 「119番」(最寄りの消防署)、「110番」(最寄りの警察署)への通報要領

○緊急時には、ためらうことなく「119番」通報を最優先すること。

○現場の位置、負傷者などの状況、負傷理由などを正しくはっきり知らせること。

(例) 「私は、豊橋市立〇〇学校の△△です。」
「〇〇町の(施設名)において野外教育活動を実施中に事故が発生しました。
救急車(救助)をお願いします。」
「オリエンテーリング中に落石事故に遭い、児童3名が頭部に損傷を負い、
多量の出血があります。うち1名は意識不明です。」
「事故現場は、県道〇〇線、△△交差点付近の山道です。」
「私の携帯番号は、〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇です。」

○引率者は、事故現場(施設)近くの道路まで出て、救急車・パトカーなどの誘導を行うこと。必要があれば、車両などの進入路の確保(障害物の撤去など)を行うこと。

(3) 応急措置(救急法)

○児童の安全確保および応急処置を可能な限り行うこと。

※二次災害の防止にも、極力配慮すること。

○別添資料「救急法の基本」を参照し、救急隊が到着するまで救命処置を続けること。

(4) 学校への通報要領 [携帯用マニュアル「校外学習事故報告(第一報)」参照]

○現地から通報を受けた学校は、状況を整理し、速やかに市教育・学校教育課に通報すること。

【連絡先】 昼・・・学校教育課(0532-51-2826)

夜間・・・主 幹 ()

※主幹の電話番号は第1回校長会議(4月初め)で周知する。

(5) 情報収集と学校・市教委の連携

○校長は、現場での対応決定と指示を本務とするので、代表連絡先となる連絡員は校長以外の者とすることが望ましい。活動本部と救助本部(事故現場)が離れている場合は、それぞれに連絡員を指定すること。(例 校務主任と学年主任、現場引率者と学年主任 など)

○現場では、代表連絡先を一元化し、学校との情報共有をはかること。

○事実関係(いつ、どこで、だれが、何を、どうした など)、被害状況や被害拡大状況、緊急性・重大性の程度、発生原因などの情報を収集すること。

○新たな情報を入手したら速やかに学校に通報し、学校は市教育委員会に連絡すること。なお、必要に応じて学校や市教育委員会に支援を要請すること。

8 携帯用マニュアル

(1) 校外学習事故報告（第一報）の内容について

学校 → 学校教育課	電 話 (0532) 51-2826
	FAX (0532) 56-5104

《学校からの報告内容》

- | | |
|--|-------|
| <ul style="list-style-type: none">① 学校名、報告者職名、報告者氏名② 事故発生日時③ 事故発生場所、施設名、住所、電話番号④ 事故の概要（なにが、どうして、どうなったのか）⑤ 被害者の状況（可能なら被害の拡大状況または拡大予想も）<ul style="list-style-type: none">・被害児童氏名、性別、けがの状況、・被害児童数、全児童数（参加学年のみ）⑥ 対応状況<ul style="list-style-type: none">・応急措置の状況、児童などの避難状況など・現場引率者の対応状況、人数など・警察、救急車の出動要請・救急車要請の場合の付添引率者氏名⑦ 活動本部の連絡先<ul style="list-style-type: none">・現場引率者の氏名と携帯電話番号⑧ その他<ul style="list-style-type: none">・電話報告後、事故速報（様式53-1）を作成する | 報告内容例 |
|--|-------|

(2) 事故発生時、第一報報告後に活動本部・学校が行うべき内容について

活動本部

- ① 児童の安全確保と人員確認・安否確認を最優先する。
- ② 「5W1H」を明らかにした具体的な情報収集に努め、現場の状況や今後の見通しなども含めて、指定された連絡員が学校との連絡を取り合う。
- ③ 警察・消防などが設置した救助本部と連携をとる。
 - ・救助本部には、必ず校長以下、複数の教職員がつめる。
 - ・救助隊に参加者名簿を提出し、協力して児童の人員確認を行う。
 - ・被害を受けた児童の人数・氏名・性別・学年・学級などを確認し、その状況や搬送先の病院などの情報を、速やかに学校に伝える。
 - ・児童が病院に搬送される場合には、必ず引率者が付き添う。

学 校

- ① 残留教職員を集め、事実把握の確認、人員配置・役割分担の確認、命令系統の確認を行う。
- ② 参加者名簿を、学校教育課に提出する。
- ③ 保護者への事故発生連絡（メール配信や電話連絡など）を速やかに行う。

・「いつ」、「どこで」、「何が」起こったのか	・現在の状況を簡潔に
・この後、保護者は「いつ」、「どこに」集合するのか	

- ④ 被害を受けた児童に関する情報を入手したら当該児童生徒の保護者にいち早く状況を連絡する。
- ⑤ PTA役員、学校評議員（自治会長）などへの連絡
 - ・「緊急PTA役員会」、「緊急評議員会」の開催連絡
 - ・今後の対策や動きについての協力依頼
 - ・保護者説明会での協力依頼 など
- ⑥ 時系列を明確にした記録をとる。
 - ※会話などは、できる限りありのままを記録する。
- ⑦ 報道関係者の取材に対しての指示を行う。
 - ・門扉への張り紙
 - ・記者会見の予定
 - ・必要に応じて「控室」の設置

※市内のある小学校で作成した指導日程細案の例。参考資料として最初の1ページ分のみ掲載。各学校独自の形式でよい。

豊橋市立△△小学校

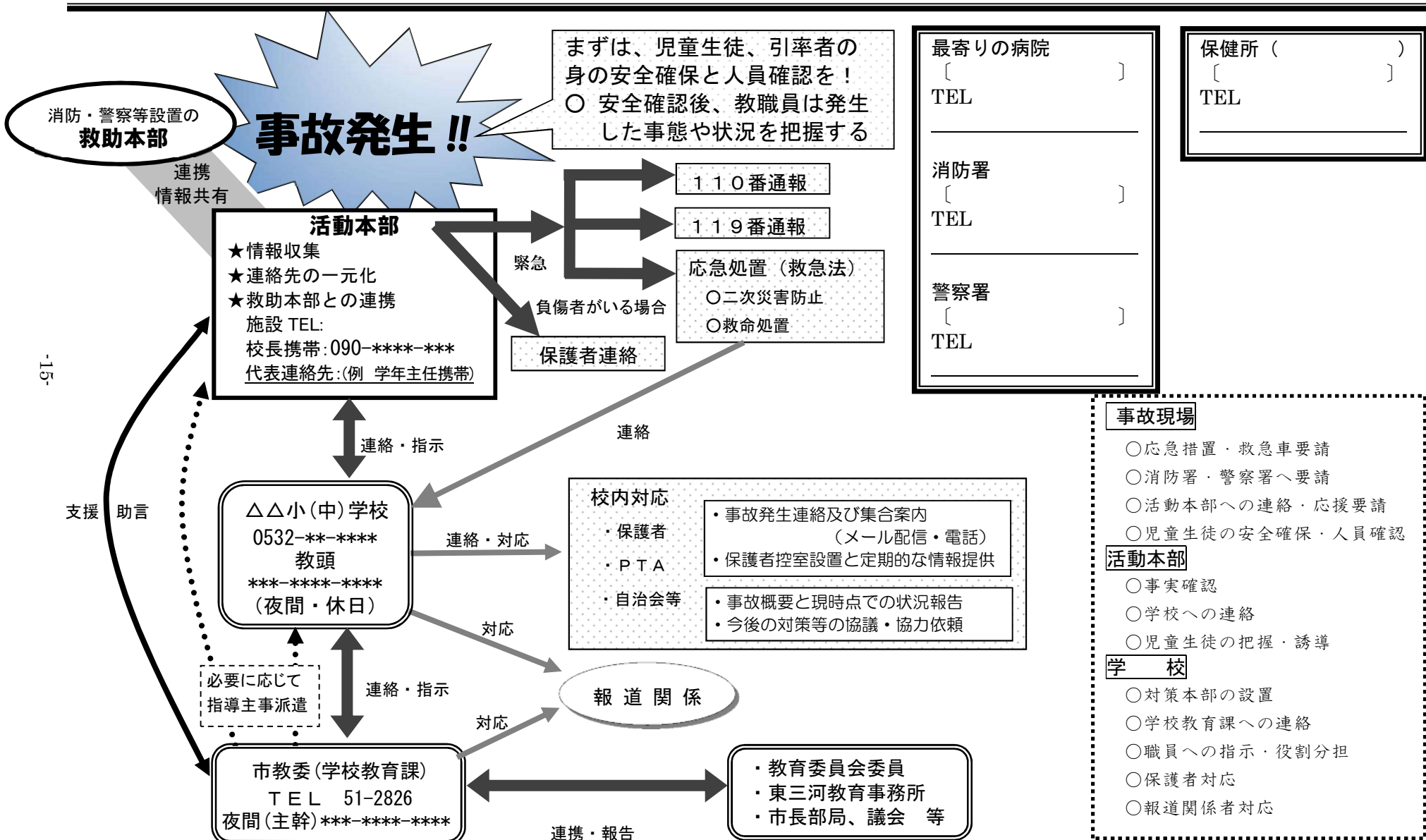
R ●●.〇.〇〇(〇)現在

野外教育活動 指導日程細案 【1日目…〇/〇〇(〇)】

氏名・担当		A 校長	I 教諭(教務)	C 教諭(主任)	D 教諭	E 教諭	F 教諭	G 教諭	B 教頭	H 教諭(支援)
時間・活動		総括責任	情報・車両	渉外・安全	人員確認	避難/キャンプ	レク	保健・特支	学校待機	ファイヤー支援
9:00 10:15	学校集合 学校出発 ●●●到着 整列 実施前に必ず位置付ける	気象情報確認 実施可否判断		児童の健康観察・安全指導					気象情報確認・現地へ連絡	
			AED確認	しおり提出	児童整列					
			放送施設 ハンドマイク確認	入村式準備 児童整列	誘導	誘導	誘導			
10:20	入村式 【掲揚塔前】 ◎司会・進行 入室	○野宮長あいさつ ※誓いの言葉の際は児童の前へ		司会指導		旗掲揚				
				第一避難場所キャンプファイヤー場を教える						
				各部屋でインターホン・避難経路を職員と児童がともに確認				糖尿病児童の血糖測定		
12:00	昼食(弁当)	気象情報確認 実施可否判断	ウォークラリーコースの直前下見	児童とともに昼食		食物アレルギーの児童の観察			気象情報確認・現地へ連絡	
13:00	ウォークラリー 班ごと整列	活動観察		安全指導・諸注意	児童整列					現地着 ・ウォークラリー 緊急時対応
14:30			ゴールチェック	ゴールチェック	CP 1へ ※最終グループとともにゴールへ	CP 2へ CP 3へ		食材受け取り 除去食の確認		
			人員点呼・健康観察							
15:00	飯盒炊さん準備 食材・調理器具の配布	気象情報確認 実施可否判断 活動観察		安全指導 ・道具の使い方 ・やけど対策	児童整列 巡回・観察		調理器具配付 巡回・観察	食材の配付	気象情報確認 現地に連絡	・ファイヤー準備

※安全管理に関する引率者の動きを枠で囲って記載してある。他の指導内容と分けて確実に期する。

緊急時対応図



※ 実施の 2 週間前までに「実施計画案」を添付して、
学校教育課・学校安全担当指導主事宛てに提出

様式第 31-1 号

発番は必ずつける。実施日
の 2 週間以上前の日付

年号の数字を必ず付ける

●△△中第□□□号
令和●年□月□□日

豊橋市教育委員会教育長 □□ □□ 様

豊橋市立△△中学校長 愛知 太郎

学校行事について (届出)

このことについて、下記の通り実施します。

記

・個々に特別な配慮、対応が必要な生徒
について挙げ、人数を記入する。

1 行事の種類 自然体験学習

2 期日 令和●●年□月□□日 (□) ~ □□日 (□) ○泊○日

3 参加予定生徒

学年	生徒数	参加数	不参加者数	不参加の理由	不参加の処置
□年	□□□	□□□	(例) 1	(例) 入院加療中のため	□□□…
個別に配慮が必要な児童生徒					
(例) ・アレルギー対応食が必要な生徒 3 名 ・エピペンを携帯する生徒 1 名 ・けがのため、松葉づえ使用の生徒 1 名					

4 引率者 □名 ○印の職員は、同方面での修学旅行の指導経験あり

引率者職氏名 ○校長 愛知 太郎 学年主任 豊橋 次男〔届出文書責任者〕

教諭 蒲郡 三子 ○教諭 渥美 海雄

<活動支援> 教諭 田原 二美 (キャンプファイヤー時の支援を行う)。

5 目的地 (場所) と主な活動

□□□□□□ (施設の名称)

□□県□□市□□町□□番地 Tel □□□□-□□-□□□□

・引率 (指導) の代表となる教諭を届出文
書の責任者として明記する。

□月□日 ()	□□ : □□ □□集合	飯ごう炊さん (夕食)	
□月□日 ()	オリエンテーリング	飯ごう炊さん (夕食)	キャンプファイヤー
□月□日 ()	飯ごう炊さん (夕食)	体験活動	□□ : □□ □□解散

6 目的 ・□□□…

・□□□…

・同施設、同活動の経験者には、○印をつける。
・同地での個人旅行経験や下見経験は含めない。
・全行程参加せず途中で支援を行う職員について記載する場合は、
その旨明記して別途記載する。

7 目的達成への具体的方法

(1) 安全管理上の引き継ぎ事項に基づく留意点

・□□□…

(2) 事前指導

・□□□…

・□□□…

(3) 事後指導

・□□□…

・□□□…

前年度の自校および豊橋市全体の「安全管理上の次年度への引き継ぎ
事項」のまとめを参照し、計画立案や具体的な指導に活用する。

項目、内容は各学校で考え、「具体的」に記載する。

8 経費

区分	交通費	宿泊費	食事代	見学科	旅行傷害保険	雑費	合計	備考
生徒	1,234	3,456	3,210	0	123	456	8,479	
職員	1,234	4,567	3,210	0	234	456	9,701	

※ 活動中の事故やけがなどについては、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度で対応する。(全員が加入済)

- ・「旅行傷害保険料」の欄が0円になっている場合は、「活動中の事故けが等については、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度で対応する。」と欄外下部に記載する。また、加入状況についても記載する。
- ・一般の旅行保険等に参加する場合は、「活動中の事故けが等については、□□損害保険で対応する」などと保険名を明記する。

9 その他参考事項

(1) 下見計画 (または予定)

月 日	下見職員	分担 (点検内容)
□月□□日 ()	豊川 一夫 蒲郡 三郎	施設職員との打ち合わせ (日程、雨天時の代替案、危険箇所と危機回避策 実施判断基準の確認、避難経路と避難場所、活動範囲の確認)
□月□□日 ()	渥美 一子	施設内確認 (掃除道具、AEDの設置状況、避難経路、安全確認) 通信受信手段の確認、雨天代替案、病院・消防署等の確認、感染症対策
□月□□日 ()	蒲郡 三郎 吉田 四雄	登山路踏査 ウォークラリーコース踏査 新たな危険への対策、危険箇所の再確認、施設外の活動経路の安全確認、

- ・下見の期日 (または予定日)、参加者氏名、主な点検内容を記載する。
- ・複数回下見した場合は、日ごとに分けて記載する。

職員会議での協議は必ず行う。4月当初に行事を実施する場合は、前年度末の職員会議も含めて計画的に提案・協議を行う。

(2) その他の参考事項

- ・□月□日 (□), 職員会議において提案し、全職員で安全管理を含めた指導体制全般について協議を行う。
- ・実施計画案は全職員に配付するとともに、また職員室電話横にも置き、いつでも活用できるようにする。
- ・□月□日 (□) に自然体験学習説明会を開催して、保護者に対して実施計画全般および安全対策を説明し、保護者への依頼事項の徹底を図る。

保護者への説明会は必ず実施する。4月当初に自然体験学習を行う場合、中学1年生であれば、前年度内から計画的に新入学生の保護者に案内をして、入学式当日に説明の時間をとるなど、先を見通した対応を行う。

- ・保護者には緊急時の連絡先の確認をとる。また、保護者が問い合わせをする場合の連絡先も周知する。(□□中学校 教頭□□□□ TEL: 0532-□□-□□□□)
- ・前年度の自校および豊橋市全体の「安全管理上の次年度への引き継ぎ事項」のまとめを参照し、計画立案、指導に活用する。

※ 実施の2週間前までに、届出様式31-1号に添付して
学校教育課・学校安全担当指導主事宛てに提出

様式例

令和●●年度 豊橋市立△△中学校 自然体験学習実施計画案

令和●●年○月○○日作成

提出物はすべて
A4判縦…左綴じ

引率の代表者（学年主任や教務主任など）

校長 豊橋 太郎
作成担当者 吉田 花子

1 期 日 令和●●年○月○○日（○）～○○日（○） ○泊○日

2 場 所 □□□□□□□（施設の名称）

□□県□□市□□町□□番地 Tel □□□□-□□-□□□□

3 日程と安全管理上の留意点
（1日目）

この項目には、日程概要がわかる程度に記載する。雨天時などの代替
予定、指導観察事項、移動方法などについては必ず記載する。

月 日	時 間	場 所	活動と安全上の留意点	輸 送	備考
□月 □□日	8:20	学校集合	健康観察 人員点呼		
	9:00	運動場集合	持ち物点検、諸注意		
	9:15	学校出発	諸連絡	バスは3台	
	9:25	バス出発	※バス乗車中はシートベルト	緊急・荷物運搬用	
	9:50	野外教育センター着	を…	車両として3台	
	10:00	掲揚塔前	入村式、避難経路確認		
	10:20	宿泊棟	入室指導、シーツ配布		
	10:50	海岸へ出発	健康観察 人員点呼	海岸へ緊急車両	
		【以下略】	※○○○… 《雨天時案》		

主な活動ごとに
点線で区切る。

雨天案などを簡潔
に記載する。

活動場面ごと点線で区切る。その上で、それぞれの枠内に「※安全上の留意点」を記入する。

※歩行移動中
※食物アレルギー対応

※駅ホームでの待機中
※班別行動中

※バス利用
※体験活動中 など

緊急時の輸送上の対
応があれば明記する。

（2日目）

月 日	時 間	場 所	活動と安全上の留意点	輸 送	備考
□月 □□日 (□)	6:00	起床	健康観察 人員点呼		
	6:30	炊事場	朝食準備 ※○○○… 《雨天時案》		

（3日目）

月 日	時 間	場 所	活動と安全上の留意点	輸 送	備考
□月 □□日	6:30	起床	健康観察 人員点呼		
	7:00		※○○○…		

様式31-1にあわせて○に変更

以下は、指導体制、担当内容の記載例

4 安全管理について

(1) 引率者及び指導体制・組織（○は、当施設で主たる活動を経験している教員）

職	氏 名	担 当
校長	豊橋 太郎	統括責任者
教務主任	○豊川 次雄	気象情報収集係、緊急車両担当者
2年主任・ 4組担任	○吉田 花子	企画・立案係、渉外係、安全管理係、活動参加者名簿保管者
1組担任	渥美 三男	児童人員確認担当、食事係、トーチトワリング係
2組担任	□□ □□	避難誘導担当、キャンプファイヤー係
3組担任	□□ □□	ウォークラリー係
◇◇組（特支）担任	○□□ □□	保健衛生担当、特別支援生徒指導、宿泊・保健係
教頭	○□□ □□	学校待機担当、緊急時連絡、災害情報など確認
校務主任	□□ □□	学校待機担当、緊急時連絡、災害情報など確認
○年主任	○□□ □□	ウォークラリー時の支援

「教諭」ではなく校内分掌に沿って具体的な立場を記載する。

引率者と学校待機は、二重線で区別する。

・指導分担について記載する。
・表内の字句はあくまでも記載例である。

(2) 日程に合わせた引率者の動き 【別紙「指導日程細案」参照】

※実施計画案をもとに作成し、指導日程細案との相違がないように留意する。

日程に沿った教員ごとの指導内容を記載した「指導日程細案」は必ず添付する。活動中の人員確認を含めた、安全指導にかかわる指導内容、時期、方法も記載すること。

※「エピペン」を処方している児童生徒がいる学校については、配慮事項を記載すること。その際、「エピペン」の管理事項についても記載し、緊急な場合にはすべての職員が対応できるようにする。

以下は気象や災害に関する各種情報に基づく実施判断基準を例として示したものである。施設の周辺環境や実施時の状況に応じて、さらに施設側とも協議して決める。※海岸から離れた施設(山間部など)で実施する場合は、「高潮」「波浪」は省略可。

(3) 主たる活動の実施判断基準

主たる活動 判断基準		出 発	宿泊施設内	全員での 屋内活動	全員での 屋外活動	分散学習 (学級別・班別)
気象・警報	特別警報	中止 (延期)	全ての活動を中止し、安全な場所で待機	←同左	←同左	全ての活動を中止し、安全な場所で待機 所在安否確認
	暴風	自宅待機	宿泊施設内待機	可能であれば実施	屋内活動に切り換え、または宿舎待機	←同左
	大雨	△ 状況に応じて	△ 状況に応じて	可能であれば実施	△ 状況に応じて	←同左
	洪水	△ 状況に応じて	△ 状況に応じて	可能であれば実施	△ 状況に応じて	←同左
	波浪／高潮	△ 状況に応じて	△ 状況に応じて (海岸付近は避難)	←同左	←同左	←同左
気象・注意報	大雨／強風	○	○	○	△ 状況に応じて	←同左
	洪水	○	○	△施設の状況に応じて	△ 状況に応じて	←同左
	波浪／高潮	○	△ 状況に応じて避難	←同左	←同左	←同左
	雷	○	○	○	▲→次頁②参照	▲→次頁②参照
竜巻注意情報		△ 状況に応じて	○	○	△ 状況に応じて	×
地震関係	「南海トラフ地震臨時情報」※キーワード「調査中」	中止 (延期) ・発生時の対応確認 ・情報収集に努める	安全を確保し、速やかに帰校する。 ・発生時の対応確認 ・学校と連絡を取り、情報収集に努める	←同左	←同左	指定した場所に集結 所在安否確認後、速やかに帰校する。 ・発生時の対応確認 ・学校と連絡を取り、情報収集に努める
	大規模な地震の発生時	中止 (延期) 学校と連絡を取り、帰校の準備を行う。	学校と連絡を取り、帰校の準備を行う。	←同左	←同左	指定した場所に集結 所在安否確認と帰校準備
	緊急地震速報 (特別警報)	全ての活動を中止 1次避難	全ての活動を中止 1次避難	←同左	←同左	←同左
	大津波警報 (特別警報) 津波警報	中止 (延期) ・発生時の対応確認 ・情報収集に努める	△発生時の対応確認 情報収集に努め、状況に応じて出発するか、中止 (延期) するかを判断	←同左	←同左	△発生時の対応確認 情報収集に努め、状況に応じて出発するか、中止 (延期) するかを判断
	津波注意報	同上	△ 現地の状況に応じて (海岸付近…ただちに避難)	←同左	←同左	同上
光化学スモッグ 注意報・警報		自宅待機	窓から離れるか 窓のない部屋に移動	←同左	屋内退避	屋内退避を 事前に指導
光化学スモッグ予報		○ 要配慮児童に注意	△窓を閉める	○	状況に応じて屋内退避	屋内退避を 事前に指導
Jアラートによる 弾道ミサイル発射の 緊急情報		自宅待機	窓から離れるか 窓のない部屋に移動	←同左	近くの建物か地下に避難、または、物陰に身を隠すか 地面に伏せて頭部を守る	←同左

- ・観測された異常現象が南海トラフ沿いの大規模な地震との関連性を調査した場合、または調査を継続している場合、「南海トラフ地震臨時情報 (調査中)」が発表される。
 - ・「半割れケース」に相当する現象 (南海トラフ沿いでM8.0以上の地震が発生) と評価した場合、「南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)」が発表される。
 - ・「一部割れケース」「ゆっくりすべりケース」に相当する現象 (南海トラフ沿いでM7.0以上8.0未満の地震が発生) と評価した場合、「南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)」が発表される。
 - ・「巨大地震警戒」「巨大地震注意」のいずれにも当てはまらないと評価した場合は、南海トラフ地震臨時情報 (調査終了) が発表される。
 - ・これらの発表があった際、豊橋市では「豊橋ほっとメール」「防災ラジオ」「市ホームページ」「ケーブルテレビ」「同報系防災行政無線」「ツイッター・フェイスブック」「Yahoo!防災速報」により情報が発信される。
- ※「南海トラフ地震臨時情報」は、突発的な地震に備えるためではなく、あくまでも後発地震に備えるために発表される情報である。

以下の①～⑥については、前頁の判断基準に基づく、実際の対応例である。各学校でよく吟味して記載する。

(4) 自然災害や気象状況、感染症等により、想定される危険への対応について

①気象情報やニュースの情報とともに、引率者が実際に現場の状況を見て、総合的に実施の可否を判断する。

②雷注意報発表時の「▲」の場合は、入道雲や黒雲、突風や気温の低下、激しい雨、かすかであっても雷鳴がないかなどについて、複数の教員で状況を把握し、落雷の危険があると判断される場合は、活動を中止して、児童生徒を速やかに屋内に避難させる。

学校内における教育活動中の雷注意報発表時の対応と一部異なる点に注意。施設から離れ、適切な避難場所がなく、少しでも危険と判断される場合は一切の屋外活動は中止とする。

※必ず季節や気候、施設の立地条件、気象状況（雷雲の位置や動き）など、さまざまな情報をもとに、活動内容や活動時間を考慮に入れ、施設の長となるものと学校長が協議し、総合的に判断する。

③気象情報などは、気象情報収集係□□教諭、または学年主任□□教諭が、各活動の約30分前に、学校からの連絡（教頭）、テレビ、ラジオ、インターネット、携帯電話などで入手して確認する。その後、校長、施設職員、学年主任の三者で協議をして、最終的には校長が実施の可否を決定する。決定後も新たな気象情報の発表がないかどうか、現地と学校待機職員の両方が注意する。

実施の判断基準だけでなく、基準となる情報を、①だれが、②どの時点で、③どのような方法で入手し、④それをだれに伝え、⑤だれが協議して決定するのか、記載する。また①～⑤について「指導日程細案」に活動ごと、時間ごとに記載することが必要である。

※海岸や山間部は、場所や携帯電話の機種などによっては受信ができないケースがあるので、必ず下見時に確認することが必要である。

④上記一覧表の「△状況に応じて」の場合は、実施可否について施設職員、校長、学年主任で協議した上で、校長が判断する。

⑤地震が発生した場合

- ・揺れている間は、姿勢を低くして、落下物を避けられる場所で待機する。揺れが収まったら、ただちに第1次避難場所（○○○○…）に避難し、確実に人員点呼、被害、けがの有無などの確認を行う。
- ・緊急地震速報を受信した場合、ただちに活動を中止させ、避難行動をとるように指示をする。

⑥特別警報発表時の避難について

- ・地震、津波以外の暴風、大雨、洪水、波浪、高潮の特別警報が発表された場合、ただちにあらゆる活動を中止し、予想される災害に対して。教職員は、気象情報の収集に努めるとともに、現地の警察や消防、学校と連絡を取り合いながらその後の対応（生徒の食事や健康管理、2次避難の必要性、保護者への連絡、帰校時期と手段など）を決める。

⑦「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合

- ・事前避難対象地域で「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合は、帰校の準備をし、最も安全な場所で生徒を待機させた後、速やかに帰校する。
- ・事前避難対象地域以外で「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」、ならびに「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合は、発生時の対応確認、情報収集に努め、状況に応じて継続するか、帰校するか判断する。

以下(5)は、想定した危険の対策・対応例である。

小学校実施計画案(例)では、想定される危険ごとに記載してあるが、中学校実施計画案(例)の場合は、主たる活動ごとに記載してある。学校、施設により大幅に記載すべき内容は異なる。いずれの場合も各学校が十分な想定を行い、落ちがないようにすることが重要である。

(5) その他の想定される危険への対応について ※「(4)に掲載したものを除く」

①新型コロナウイルス感染症への対応

- ・実施中に発症あるいは発症の疑いがあるとわかった場合は、1) 管理職へ報告する。2) 発症者と集団の接触を断つ。3) 医療機関へ連絡をする。所轄保健所へ連絡をする。保護者へ連絡をする。また、救急車要請も視野に入れる。(呼吸が苦しい、意識が朦朧など)
- ・状況によっては、一部または全部の待機をさせるなどの指示を出すことが考えられる。(濃厚接触者特定のための調査、濃厚接触者となった者の検査等により、予定通り実施できない場合も考えられる) 様々な情報を集めながら、どのような方法が適切なのかを校長が判断する。

②〇〇〇山登山

- ・石段、木の根など足下が不安定な箇所があるので、よく注意して歩行するように指導し、決して走ることのないようにさせる。
- ・当日の気温により熱中症にならないように帽子の着用させるとともに、水分をこまめにとるように指導する。
- ・事故や危険を感じた際の連絡方法として、生徒全員にホイッスルを携帯させ、必要に応じて鳴らし、近くの引率者に連絡を取る。
- ・ハチやヘビに対しては、むやみに近づかない、刺激を与えないよう指導する。また、できるだけ黒い帽子や服はさけるように事前に指導しておく。

③キャンプファイヤー

- ・引率者が火の管理を行い、細心の注意を払うとともに、風向きなどを考慮し、生徒の隊形移動を指示する。キャンプファイヤー終了後、消火の確認を確実に持つて行う。
- ・トーチトワリングの演技場所と他の児童が見る場所との間に、十分な距離をとらせる。

【トーチ棒・トーチトワリングに対する対応】

- ・トーチ棒につけるぞうきん等にゆるみがないか、素材は綿100%か、灯油がたれることはないか等、複数の教員で入念に道具のチェックをしておくこと。
- ・綿100%の長袖の上下の服を着用しているかを確認しておくこと。
- ・トーチを扱う児童生徒に対しては、トーチ棒を水平以下に下げて持たない指導を徹底しておくとともに、万が一の危険回避行動を指導しておくこと。

《万が一の危険回避行動》

⇒トーチを上に向けていられなくなったらトーチを手放す。

⇒火が衣服に燃え移ったら、すぐに地面に転がることで火を消すようにする。

- ・トーチトワリングについては、火をつけて実施する場合は、本番と同じ条件・同じ指導者でリハーサルを行うとともに、トーチ棒やトーチ棒につけるぞうきん等の整備・確認をしておく。また、綿100%の長袖の上下の服を着用しているか、長い髪はバンダナ等でまとめてあるか、トーチを扱う者同士の間隔が狭くないか、水は用意してあるか、演技終了後の消化をどうするか等、複数の教員で十分に確認してから、火をつけてのリハーサルや本番に臨むこと。

※【校外学習マニュアル届け出例 P. 42 (2) トーチトワリングチェックリスト】参照

別添資料として、コース図・ＣＰ・危険箇所などが
わかるものを提出する。 ※出発前日までに提出

④ウォークラリー

- ・施設は丘の上にあり、アップダウンの多い地形であるため、ウォークラリーは施設内の循環道路を使って歩くように指示し、道路以外の急な斜面の通行をさせない。
- ・事故や危険を感じた際の連絡方法として、生徒全員にホイッスルを携帯させ、必要に応じて鳴らし、近くの引率者に連絡を取るよう指示する。

⑤野外炊飯

- ・各担任が調理場につき、炉の火や調理中の包丁やピーラーの使い方にも十分注意をさせる。
- ・衣服は燃えやすい素材（ナイロンなど）、形（ひらひらしたもの）を避けるように事前に指導する。
また、かまどの作業には綿 100%の軍手をつけさせ、服装は長袖でさせるようにする。やけどには、すぐに流水で冷やして対応する。
- ・炉から下ろしたなべや飯ごうを通路や作業している足元に置かない。
- ・食中毒注意報や警報の有無にかかわらず、手洗い、消毒、十分な加熱を行うよう、事前に指導する。また、野外炊飯において生ものをメニューに入れることがないよう指導する。
- ・当日は上記の点に注意すると同時に、食べ残したものの処分を確実にを行う。

⑥体験講座

- ・〇〇〇〇活動は、川床の石でケガをしないようにサンダルを持参させる。
- ・〇〇〇〇の調理の際には火に十分注意させる。
- ・包丁の取り扱いにも十分注意させる。

⑦熱中症

- ・暑さが心配される場合は、定期的にWBGT（暑さ指数）を測定器により観測する。WBGTが25度（＝「警戒」、気温28～31℃に相当）を超えたら、活動30分ごとに休息、給水を行い、体調の悪い生徒が出たらただちに休ませる。
- ・WBGT（暑さ指数）が31度（気温35℃に相当）を超えたら、特別の場合を除いて、ただちに屋外での活動および屋内での運動を中止し、涼しい場所に移動をして、水分の補給を行う。その際、全生徒の健康観察を行う。
- ・屋外では、必ず帽子を着用させる。

⑧けがなど

⑨火災

⑩危険生物

⑪交通事故

⑫Ｊアラートによる弾道ミサイル発射の緊急情報発表時の避難について

- Ｊアラートを通じてミサイル発射の緊急情報が発信されたとき
 - ・屋外にいる場合…近くの建物の中か、地下に避難する
 - ・建物がない場合…物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る
 - ・屋内にいる場合…窓から離れるか、窓のない部屋に移動する
- 日本の領土領海に落下する可能性がある判断されたとき、または落下したとき
 - ・迅速かつ正確な情報収集に努め、避難解除の指示があるまで避難行動をとる
- 日本の領土領海の上空を通過したとき、または領土領海外に落下したとき
 - ・避難行動を解除する

⑦以降についても具体的に記載する。

(6) 傷害保険などの有無について

- ・活動中の事故やけがなどについては、独立行政法人スポーツ振興センターの災害共済給付制度で対応する。
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センターに加入していない生徒の有無を明記する。加入していない生徒がいる場合については、事前に保護者と協議して、事故やけがの発生時の対応を決めておく。

(7) 事故発生時の緊急対応図 【別添「緊急対応図」参照】

- ・別紙「緊急対応図」については、『携帯用マニュアル』と表裏に貼り、ラミネート加工などをして、引率者は常時携行し、緊急時に迅速な対応ができるように、事前にシミュレーションを行う。

(8) 生徒への事前指導内容と計画

安全に関する指導の計画
も含めて記載する。

月	日	曜	時限	指導内容	トーチトワリング指導計画
○	○	○	○	全体に関する説明、班編成、目標決め	心構え等の安全指導
○	○	○	○	野外炊飯に関する事前指導、食中毒防止の指導	練習開始
				...	
○	○	○	○	ウォークラリーについての指導、緊急時の指導	事前のリハーサル
○	○	○	○	直前の日程に沿った活動内容の確認と、安全指導。	トーチ棒の点検

火をつかったトーチトワリングを実施する場合は、トーチトワリングの指導計画の欄をおこして記載する。

(9) 人員点呼と参加生徒名簿

- ①各活動の前後、緊急時には必ず人員点呼を行う。また人員点呼時には健康観察も合わせて行う。各班長から担任へ報告し、担任は名簿に状況をチェックする。

- ・学校は主たる活動ごとに必ず必要な名簿を作成する。
- ・利用施設には必ず提出する。学校教育課に実施計画案を提出する時に添付する必要はないが、事故発生時などには必ずすぐに提出できるように、引率者と学校待機職員それぞれが用意しておくこと。

- ②参加生徒に関する各種名簿（全体名簿、移動中の座席名簿、活動ごとの班別名簿、宿泊名簿）は、緊急対応図とともに学年主任のC教諭が常時携行する。

- ③参加生徒に関する各種名簿は、施設到着時に施設長に提出し、管理については慎重を期すように依頼する。また活動終了時には、必ずC教諭が受け取ってから帰校する。

その他：前年度実施した「3 チェックリスト (1) 下見・事前チェックリスト (2) 当日チェックリスト (3) 安全管理上の次年度への引継事項」を、引率者全員で確認の上、本年度の計画に反映させる。

利用する施設の安全管理規則などを参考資料として添付してもよいが、学校が作成する実施計画案の代わりにはできない。

(10) 食物アレルギーを含む、健康上配慮を必要とする生徒への対応

＊食物、ハチ、ほこり、動物などによるアレルギー

・該当生徒については学校生活管理指導表等の情報を事前に確認し、引率者・施設看護師で情報共有する。

・該当生徒にはアレルギー症状を誘発するものへの対応を活動前に指導しておくとともに、引率者は個に応じた対応を理解しておく。

・アレルギーを発症する場面や状況を想定して教員を配置し、該当生徒の様子を観察する。

・食物アレルギーをもつ生徒の食材については確実に除去されているか、教員が確認する。

・食物アレルギーを有する生徒とともに、周りの生徒に「お弁当やお菓子の交換は禁止」等の事前指導を行う。

・食物アレルギーの原因食物が該当生徒の食器等に付着しないように注意する。

・アレルギー症状を発症した場合は、ただちに教員に知らせるよう事前に全体指導をしておく。

＊配慮の必要な疾病

(例1)・糖尿病の生徒には、食前に養護教諭がつき血糖値を測定する。

(例2)・車いすの生徒には保護者が同行し、夜の着替えの補助を手伝ってもらう。

別添資料として、配慮が必要な生徒の情報(アレルゲンや対応等)がわかるものを提出する。

※個人名は載せない。

※出発前日までに提出

5 持ち物

(1) 学校で用意するもの

・学校で用意するもの、児童が用意するもの、それぞれについて記載する。

(2) 生徒の持ち物

※健康管理上必要なものは、□で囲むようにする。

6 主たる活動の細案

「指導日程細案」と兼ねてもよい。

7 事故発生時の注意事項

(1) 事故発生時

○児童の安全確保を最優先すること。

○安全を確認し、被害状況など現状把握をすること。

(2) 「119番」(最寄りの消防署)、「110番」(最寄りの警察署)への通報要領

○緊急時には、ためらうことなく「119番」通報を最優先すること。

○現場の位置、負傷者などの状況、負傷理由などを正しくはっきり知らせること。

(例) 「私は、豊橋市立〇〇学校の△△です。」

「〇〇町の(施設名)において自然体験学習を実施中に事故が発生しました。救急車(救助)をお願いします。」

「オリエンテーリング中に落石事故に遭い、生徒3名が頭部に損傷を負い、多量の出血があります。うち1名は意識不明です。」

「事故現場は、県道〇〇線、△△交差点付近の山道です。」

「私の携帯番号は、〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇です。」

○引率者は、事故現場(施設)近くの道路まで出て、救急車・パトカーなどの誘導を行うこと。必要があれば、車両などの進入路の確保(障害物の撤去など)を行うこと。

(3) 応急措置(救急法)

○生徒の安全確保および応急処置を可能な限り行うこと。

※二次災害の防止にも、極力配慮すること。

○別添資料「救急法の基本」を参照し、救急隊が到着するまで救命処置を続けること。

(4) 学校への通報要領 [携帯用マニュアル「校外学習事故報告(第一報)」参照]

○現地から通報を受けた学校は、状況を整理し、速やかに豊橋市教育委員会・学校教育課に通報すること。

【連絡先】 昼・・・学校教育課(0532-51-2826)

夜間・・・主 幹 ()

※主幹の電話番号は第1回校長会議(4月初め)で周知する。

(5) 情報収集と学校・市教委の連携

○校長は、現場での対応決定と指示を本務とするので、代表連絡先となる連絡員は校長以外の者とすることが望ましい。活動本部と救助本部(事故現場)が離れている場合は、それぞれに連絡員を指定すること。(例 校務主任と学年主任、現場引率者と学年主任 など)

○現場では、代表連絡先を一元化し、学校との情報共有をはかること。

○事実関係(いつ、どこで、だれが、何を、どうした など)、被害状況や被害拡大状況、緊急性・重大性の程度、発生原因などの情報を収集すること。

○新たな情報を入手したら速やかに学校に通報し、学校は市教育委員会に連絡すること。なお、必要に応じて学校や市教育委員会に支援を要請すること。

8 携帯用マニュアル

(1) 校外学習事故報告（第一報）の内容について

学校 → 学校教育課	電話 (0532) 51-2826
	FAX (0532) 56-5104

《学校からの報告内容》

- | | |
|--|-------|
| <ul style="list-style-type: none">① 学校名、報告者職名、報告者氏名② 事故発生日時③ 事故発生場所、施設名、住所、電話番号④ 事故の概要（なにが、どうして、どうなったのか）⑤ 被害者の状況（可能なら被害の拡大状況または拡大予想も）<ul style="list-style-type: none">・被害生徒氏名、性別、けがの状況、・被害生徒数、全生徒数（参加学年のみ）⑥ 対応状況<ul style="list-style-type: none">・応急措置の状況、生徒などの避難状況など・現場引率者の対応状況、人数など・警察、救急車の出動要請・救急車要請の場合の付添引率者氏名⑦ 活動本部の連絡先<ul style="list-style-type: none">・現場引率者の氏名と携帯電話番号⑧ その他<ul style="list-style-type: none">・電話報告後、事故速報（様式53-1）を作成する | 報告内容例 |
|--|-------|

(2) 事故発生時、第一報報告後に活動本部・学校が行うべき内容について

活動本部

- ① 生徒の安全確保と人員確認・安否確認を最優先する。
- ② 「5W1H」を明らかにした具体的な情報収集に努め、現場の状況や今後の見通しなども含めて、指定された連絡員が学校との連絡を取り合う。
- ③ 警察・消防などが設置した救助本部と連携をとる。
 - ・救助本部には、必ず校長以下、複数の教職員がつめる。
 - ・救助隊に参加者名簿を提出し、協力して生徒の人員確認を行う。
 - ・被害を受けた生徒の人数・氏名・性別・学年・学級などを確認し、その状況や搬送先の病院などの情報を、速やかに学校に伝える。
 - ・生徒が病院に搬送される場合には、必ず引率者が付き添う。

学 校

- ① 残留教職員を集め、事実把握の確認、人員配置・役割分担の確認、命令系統の確認を行う。
- ② 参加者名簿を、学校教育課に提出する。
- ③ 保護者への事故発生連絡（メール配信や電話連絡など）を速やかに行う。

・「いつ」、「どこで」、「何が」起こったのか	・現在の状況を簡潔に
・この後、保護者は「いつ」、「どこに」集合するのか	
- ④ 被害を受けた生徒に関する情報を入手したら当該生徒の保護者にいち早く状況を連絡する。
- ⑤ PTA役員、学校評議員（自治会長）などへの連絡
 - ・「緊急PTA役員会」、「緊急評議員会」の開催連絡
 - ・今後の対策や動きについての協力依頼
 - ・保護者説明会での協力依頼 など
- ⑥ 時系列を明確にした記録をとる。

※会話などは、できる限りありのままを記録する。
- ⑦ 報道関係者の取材に対しての指示を行う。
 - ・門扉への張り紙
 - ・記者会見の予定
 - ・必要に応じて「控室」の設

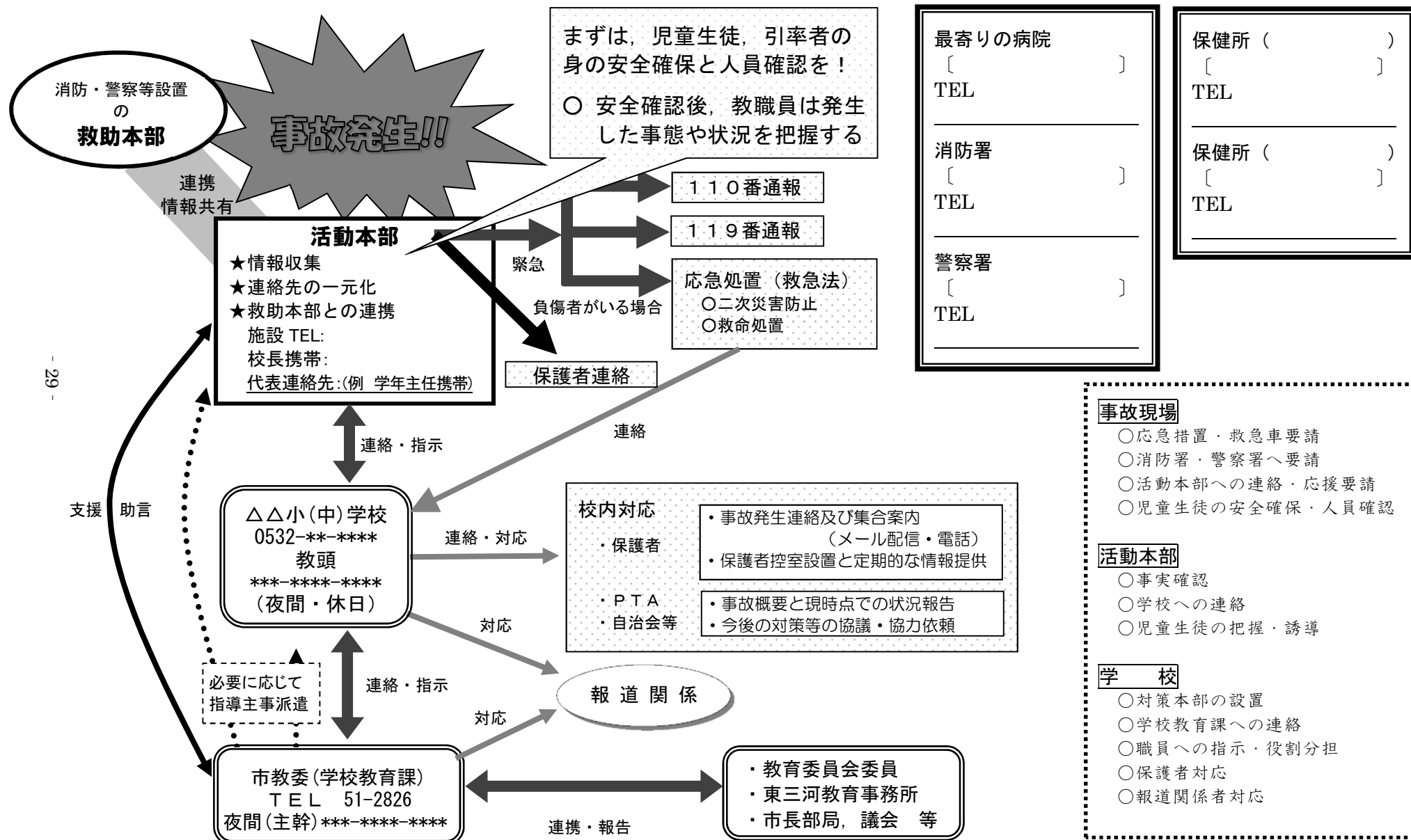
参考のため1ページ分だけ記載

市内のある中学校で作成した指導日程細案の例。各校独自の形式でよい。

〇月〇〇日（〇）

時 間	全体行程	A 校長	C 主任	D 教諭	E 教諭	F 教諭	G 校務主任	H 養護教諭	B 教頭	安全のための確認事項
7:30		学校集合	学校集合	学校集合	学校集合	学校集合	学校集合	学校集合	学校集合	
		気象情報確認 実施可否判断	実施前に必ず位置付ける						気象情報 の収集	
8:00	学校集合		人員確認	人員確認	人員確認	人員確認		健康観察	以降待機	人員確認 学級担任→C主任→校長
8:20	〇〇移動	〇〇移動		〇〇移動	〇〇移動	〇〇移動	〇〇移動			健康観察 養護教諭→C主任→校長
8:35	バス出発	校長車	活動の30分前に実施の可否の判断							※エビペンの保管場所を確認(担任)
9:00				1号車	2号車	2号車	2号車	H 養護教諭車	天候情報 収集	シートベルト着用指導(担任)
9:30		実施可否判断							本部連絡	
9:45	〇〇山到着		人員確認	人員確認	人員確認	人員確認				人員確認 学級担任→C主任→校長
10:00		出発 30分後 校長車で 〇〇へ	全員出発 確認後 最後尾で 登山	1組引率	2組引率	3組引率	全員出発 確認後 車イス生 徒とバス で〇〇へ	H 養護教諭車で〇〇へ		実施決定 現地到着時の天候を確認 校長と学年主任で協議決定(9:30) 中止の場合は代替え案 体調不良者は、最後尾で対応
10:30	〇〇まで 登山									
11:00										人員確認 学級担任→C主任→校長
11:30	昼食	〇〇周辺	〇〇周辺	〇〇周辺	〇〇周辺	〇〇周辺	〇〇周辺 記録	〇〇周辺	本部連絡	体調不良者は申し出 様子を見て鷹打場参加 ※生徒Aが除去食を食べているか確認(担任)
12:00										
12:30	〇〇まで	登山辞退 者とともに 〇〇へ	全員出発 確認後 最後尾で	1組引率	2組引率	3組引率	全員出発 確認後 最後尾で 記録も	登山辞退 者とともに 〇〇へ		〇〇到着時に 人員確認 学級担任→C主任→校長 ※下山前に生徒Aの様子を確認(担任) 体調不良者 〇〇までは車で下山 下山開始後 最後尾で対応
13:00										
13:30	〇〇から 下山	校長車で 下山						H 養護教諭車で下山		
13:50			人員確認	人員確認	人員確認	人員確認		健康観察	本部連絡	人員確認 学級担任→C主任→校長
14:00	バス出発	校長車	1号車	1号車	2号車	2号車	2号車	H 養護教諭車		健康観察 養護教諭→C主任→校長
14:30			人員確認	人員確認	人員確認	人員確認			本部連絡	人員確認 学級担任→C主任→校長
15:00	入所式	〇〇前	〇〇前	〇〇前	〇〇前	〇〇前	〇〇前	〇〇前		雨天時は〇〇室 避難経路確認(担任)⇒生徒 AEDの確認(養護)
				生徒とともに避難経路の確認			放送設備確認	AED確認		

緊急時対応図



修学旅行
様式 31-1 号:例

様式第 31-1 号

記載する

※ 実施の 2 週間前までに「実施計画案」を添付して、
学校教育課・学校安全担当指導主事宛てに提出

発番は必ずつける。頭に年号
の数字をつける。実施日の 2
週間以上前の日付で。

●△△小(中)第□□号
令和●年□□月□□日

豊橋市教育委員会教育長 □□ □□ 様

豊橋市立△△小(中)学校長 愛知 太郎

学校行事について(届出)

このことについて、下記の通り実施します。

記

・個々に特別な配慮、対応が必要な児童生徒について挙げ、人数を記入する。

1 行事の種類 修学旅行

2 期 日 令和●●年□月□□日(□)～□□日(□) □泊□日

3 参加予定児童生徒

学年	児童数	参加数	不参加者数	不参加の理由	不参加の処置
□年	□□□	□□□	(例) 1	(例) 入院加療中のため	□□□…
個別に配慮が必要な児童生徒					
(例)・アレルギー対応食が必要な生徒 3 名 ・エピペンを携帯する生徒 1 名 ・けがのため、松葉づえ使用の生徒 1 名					

4 引率者 □名 ○印の職員は、同方面での修学旅行の指導経験あり

引率者職氏名 ○校長 □□ □□ 学年主任 □□ □□〔届出文書責任者〕

人数を記載する。 教諭 □□ □□ ○教諭 □□ □□

・引率(指導)の代表となる教諭を届出文書の責任者として明記する。

5 目的地(場所)と主な活動

□月□日()	□□:□□ □□集合 □□方面 各種体験活動 《宿泊地》 □□□□ □□市□□町□□番地 ☎(□□□□) □□-□□□□
□月□日()	□□方面 班別分散学習 《宿泊地》 □□□□ □□市□□町□□番地 ☎(□□□□) □□-□□□□
□月□日()	□□方面 学級別分散 □□:□□ □□解散

6 目的 ・□□□…。

・□□□…。

届出には主な活動のみ記載。日程(安全上の留意点)は、実施計画案のみとする。

7 目的達成への指導上の主な留意点

(1) 安全管理上の引き継ぎ事項に基づく留意点

・□□□…。

(2) 事前指導

・□□□…。

・□□□…。

前年度の自校および豊橋市全体の「安全管理上の次年度への引き継ぎ事項」のまとめを参照し、計画立案や具体的な指導に活用する。

(3) 事後指導

- ・□□□…。
- ・□□□…。

8 経 費

区分	交通費	宿泊費	食事代	見学科	旅行障害 保険料	小計	雑費	合計	備考
生徒	10,000	25,000	900	3,000	400	39,300	5,500	44,800	
職員	10,000	25,000	900	4,000	400	40,300	5,500	44,800	

※活動中の事故やけがなどについては、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度、および、□□損害保険で対応する。

9 その他

一般の保険にも加入する場合は、保険名を記載する。

(1) 下見内容の一覧

月 日	下見職員	分担（確認内容）
□月□□日 ()	□□ □□ □□ □□	・□□□…、□□□… ・□□□…、□□□…

- ・下見の期日（または予定日）、参加者氏名、主な確認内容を記載する。
- ・複数日に分けて下見をした場合は、日ごとに分けて記載する。

＜下見の確認内容例＞

- ・移動の方法、経路、時間、安全性等 ・危険箇所のチェックと回避策 ・天候や気象条件
- ・施設の状況（AED の設置、利用規則、安全マニュアル・安全対策、避難経路、活動の実施判断基準の確認、アレルギー対応・除去食、感染症対策など）
- ・緊急時の対応（病院・警察・消防署の確認、避難場所、通信手段、情報の入手方法、テロ対策など）
- ・交通機関（鉄道、バス、タクシー）や駅との打合せや利用計画書の提出
- ・鉄道が不通の場合の交通手段

当該学年だけの問題とせず、職員会議での協議を必ず行う。4月当初に行事を実施する場合は、前年度末の職員会議も含めて計画的に提案・協議を行う。

(2) その他参考事項

- ・□月□日（□）、職員会議において提案し、全職員で安全管理を含めた指導体制全般について協議を行う。
- ・実施計画案は全職員に配付するとともに、また職員室電話横にも置き、いつでも活用できるようにする。
- ・□月□日（□）に修学旅行説明会を開催して、保護者に対して実施計画全般および安全対策を説明し、保護者への依頼事項の徹底を図る。

説明会は必ず実施する。年度当初に実施する場合、前年度末の時期も含めて計画的に保護者会を実施する。先を見通した対応を行う。

- ・保護者には緊急時の連絡先の確認をとる。また、保護者が問い合わせをする場合の連絡先も周知する。（□□小（中）学校 教頭□□□□ TEL：□□－□□□□）
- ・年度内に同じ施設を利用した学校から、「安全管理上の次年度への引き継ぎ事項」およびその他必要な情報を入手し、計画立案、指導に活用する。

※ 実施の2週間前までに、届出様式31-1号に添付して
学校教育課・学校安全担当指導主事宛てに提出

令和●●年度 豊橋市立△△小(中)学校 修学旅行実施計画案

提出物はすべて
A4判縦・左綴じ

引率の代表者（学年主任や教務主任など）

令和●●年○月○○日作成

校長 豊橋 太郎

作成担当者 吉田 花子

項目名を変更

1 期 目 令和●●年○月○○日 (○) ～○○日 (○) ○泊○日

2 日程と安全上の留意点（1日目）

月日	時 間	場 所	活動と安全上の留意点	移動方法	備考
□／□ ()	□：□□	□集合 □□□…	人員点呼，健康観察，諸注意 出発式，□□ ※□□□□□□□□□□□□□□□□ □□□□。	徒歩	
	□：□□	豊橋駅	ホーム待機→新幹線乗車 人員点呼，健康観察，諸注意 ※□□□□□□□□□□□□□□□□。	徒歩 新幹線	
	□：□□	□□駅	新幹線到着 人員点呼，健康観察， ※□□□□□□□□□□□□□□□□ バス乗り場へ移動 ※□□□□□□□□□□□□□□□□		

主な活動ごとに
縦線で区切る。

活動日程の要所では必ず「健康観
「人員点呼」を入れる。

活動中における感染症予防対策を入れ
(徹底するために時間的余裕を考慮す
例) 手洗い、手指消毒をする。
例) 人と人との距離をとって〇〇する
例) 換気をする

主な活動ごとに
点線で区切る。

活動場面ごと点線で区切る。その上で、それぞれに「※安全上の留意点」を記入する。

- * 歩行移動中
- * 食物アレルギー対応

* 駅ホームでの待機中
* 班別行動中

- *バス利用
- *体験活動中 など

(2 目 目)

月日	時 間	場 所	指導観察事項(※安全上の留意点)	移動方法	備考

(3日目) ⇒ 日数分記載する。

月日	時 間	場 所	指導観察事項(※安全上の留意点)	移動方法	備考

以下は、指導体制、担当内容の記載例

3 安全管理

(1) 引率者及び指導体制・組織（○は、同方面での修学旅行の引率を経験している教職員）

職	氏 名	担 当
校長	○豊橋 太郎	統括責任者
教務主任	○豊川 次雄	気象情報収集係、渉外係
□年主任	○吉田 花子	企画・立案係、安全管理係、活動参加者名簿保管者
1組担任	渥美 三男	児童生徒人員点呼、食事係
2組担任	□□ □□	避難誘導担当、□□□…
3組担任	□□ □□	分散学習担当、□□□…、
◇◇組（特支）担任	○□□ □□	保健衛生担当、特別支援児童生徒指導、宿泊・保健係
教頭	○□□ □□	学校待機担当、緊急時連絡、災害情報など確認
校務主任	○□□ □□	学校待機担当、緊急時連絡、災害情報など確認

「教諭」ではなく校内分掌に沿って具体的な立場を記載する。

引率者と学校待機は、二重線で区別する。

・指導分担について記載する。
・表内の字句はあくまでも記載例である。

(2) 旅行取扱い業者：□□トラベルサービス□□支店

修学旅行の場合は必ず記載する。

（豊橋市□□町…、電話：□□－□□□□、FAX：□□－□□□□、
支店長：□□□□、取扱い担当：□□□□、添乗員：□□□□）

(3) 日程に合わせた引率者の動き 【別紙「指導日程細案」参照】

※実施計画案をもとに作成し、指導日程細案との相違がないように留意する。

日程に沿った教員ごとの指導内容を記載した「指導日程細案」は必ず添付する。活動中の人員確認を含めた、安全指導にかかわる指導内容、時期、方法も記載すること。

※「エピペン」を処方している児童生徒がいる学校については、配慮事項を記載すること。その際、「エピペン」の管理事項についても記載し、緊急な場合にはすべての職員が対応できるようにする。

(4) 主たる活動の実施判断基準

以下は気象や災害に関する各種情報に基づく実施判断基準を例として示したものである。施設の周辺環境や実施時の状況に応じて、さらに施設側とも協議して決める。
※海岸から離れた施設(山間部など)で実施する場合は、「高潮」「波浪」は省略可。

主たる活動 判断基準		出 発	宿泊施設内	全員での 屋内活動	全員での 屋外活動	分散学習 (学級別・班別)
気象・ 警報	特別警報	中止 (延期)	全ての活動を中止し、 安全な場所で待機	←同左	←同左	全ての活動を中止し、 安全な場所で待機 所在安否確認
	暴風	自宅待機	宿泊施設内待機	可能であれば実施	屋内活動に切り換え、 または宿舍待機	←同左
	大雨	△ 状況に応じて	△ 状況に応じて	可能であれば実施	△ 状況に応じて	←同左
	洪水	△ 状況に応じて	△ 状況に応じて	可能であれば実施	△ 状況に応じて	←同左
	波浪／高潮	△ 状況に応じて	△ 状況に応じて (海岸付近は避難)	←同左	←同左	←同左
気象・ 注意報	大雨／強風	○	○	○	△ 状況に応じて	←同左
	洪水	○	○	△施設の状況 に応じて	△ 状況に応じて	←同左
	波浪／高潮	○	△ 状況に応じて避難	←同左	←同左	←同左
	雷	○	○	○	▲→次頁①参照	▲→次頁①参照
竜巻注意情報		△ 状況に応じて	○	○	△ 状況に応じて	×
地震関係	「南海トラフ地震 臨時情報」 ※キーワード 「調査中」	中止 (延期) ・発生時の対応確認 ・情報収集に努める	安全を確保し、 速やかに帰校する。 ・発生時の対応確認 ・学校と連絡を取り、 情報収集に努める	←同左	←同左	指定した場所に集結 所在安否確認後、速 やかに帰校する。 ・発生時の対応確認 ・学校と連絡を取り、 情報収集に努める
	大規模な地震の 発生時	中止 (延期) 学校と連絡を取り、 帰校の準備を行う。	学校と連絡を取り、 帰校の準備を行う。	←同左	←同左	指定した場所に集結 所在安否確認と帰校 準備
	緊急地震速報 (特別警報)	全ての活動を中止 1次避難	全ての活動を中止 1次避難	←同左	←同左	←同左
	大津波警報 (特別警報) 津波警報	中止 (延期) ・発生時の対応確認 ・情報収集に努める	△発生時の対応確認 情報収集に努め、状 況に応じて行事を実 施するか、中止 (延 期) するかを判断	←同左	←同左	△発生時の対応確認 情報収集に努め、状 況に応じて出発する か、中止 (延期) する かを判断
	津波注意報	同上	△現地の状況に応 じて (海岸付近… ただちに避難)	←同左	←同左	同上
光化学スモッグ 注意報・警報		自宅待機	窓から離れるか 窓のない部屋に 移動	←同左	屋内退避	屋内退避を 事前に指導
光化学スモッグ予報		○ 要配慮児童に 注意	△窓を閉める	○	状況に応じて屋内 退避	屋内退避を 事前に指導
Jアラートによる 弾道ミサイル発射の 緊急情報		自宅待機	窓から離れるか 窓のない部屋に 移動	←同左	近くの建物か地下に 避難、または、物陰 に身を隠すか地面に 伏せて頭部を守る	←同左

- ・観測された異常現象が南海トラフ沿いの大規模な地震との関連性を調査した場合、または調査を継続している場合、「南海トラフ地震臨時情報 (調査中)」が発表される。
 - ・「半割れケース」に相当する現象 (南海トラフ沿いで M8.0 以上の地震が発生) と評価した場合、「南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)」が発表される。
 - ・「一部割れケース」「ゆっくりすべりケース」に相当する現象 (南海トラフ沿いで M7.0 以上 8.0 未満の地震が発生) と評価した場合、「南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)」が発表される。
 - ・「巨大地震警戒」「巨大地震注意」のいずれにも当てはまらなと評価した場合は、南海トラフ地震臨時情報 (調査終了) が発表される。
 - ・これらの発表があった際、豊橋市では「豊橋ほっとメール」「防災ラジオ」「市ホームページ」「ケーブルテレビ」「同報系防災行政無線」「ツイッター・フェイスブック」「Yahoo!防災速報」により情報が発信される。
- ※ 「南海トラフ地震臨時情報」は、突発的な地震に備えるためではなく、あくまでも後発地震に備えるために発表される情報である。

(5) 想定される危険への対応について

①気象関係の危険への対応

- ・気象情報などだけでなく、引率者がニュースを確認したり、実際に現場の状況を目で見たりして、総合的に実施の可否を判断する。
- ・気象に関する情報が発表されている場合、現在の場所だけでなく、必ず移動先および途中経路が安全であることが確認できてから移動を開始する。
- ・気象に関する「警報」が発表された場合、電車の運休や、高速道路、幹線道路などの通行制限が予想される。行先の情報と安全を確認してから、移動を開始する。
- ・気象にかかわる「特別警報」が発表された場合は一切の活動を中止し、現地の警察や消防、地方自治体などの指示に従って児童生徒の安全確保を最優先する。豊橋への帰校と現地での残留両方の可能性を視野に入れて行動する。
- ・雷注意報発令時の「▲」の場合は、入道雲や黒雲、突風や気温の低下、激しい雨、かすかであっても雷鳴がないかなどについて、複数の引率者で状況を把握し、落雷の危険があると判断される場合は、活動を中止して、児童生徒をすみやかに屋内に避難させる。分散学習については、主に屋内での活動の場合は活動を続行してもよいが、屋外を主とする場合は状況把握を行う引率者がいないため、分散学習を中止して屋内活動に切り替えるなどの対応を行う。
- ・気象情報などは、気象情報収集係が、各活動の約30分前に、学校からの連絡（教頭）、テレビ、ラジオ、インターネット、携帯電話などで入手して確認する。その後、校長、学年主任、添乗員の三者で協議をして、最終的には校長が実施の可否を決定する。決定後も新たな気象情報の発表がないかどうか、現地と学校待機職員の両方が注意する。

実施の判断基準だけでなく、基準となる情報を、「①だれが、②どの時点で、③どのような方法で入手し④それをどのように校長に伝え、⑤だれと協議して最終的に校長が決定するのか」記載する。また①～⑤について「指導日程細案」に活動ごと、時間ごとに記載することが必要である。

また、複数の班ごとに児童生徒が分散して参加する場合も、個々の活動に応じて①～⑤について事前に決めておく必要がある。

- ・「(4) 主たる活動の実施判断基準」の「△（状況に応じて）」の場合は、活動を行う施設職員の意見を参考にした上で、校長、学年主任、添乗員の三者で協議を行い、校長が判断する。

②地震に関して

- ・気象庁では、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の変更を踏まえ、令和元年5月31日より「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」の提供を開始した。また、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】（平成31年3月）内閣府（防災担当）」をもとに安全対策を図ることとした。そして、国から発表される「南海トラフ地震臨時情報」を最大限活用し、本市における南海トラフ地震の被害量を少しでも軽減することを目的として、「豊橋市南海トラフ地震臨時情報に係る防災対応指針」を令和3年2月22日に策定した。
- ・分散学習中に、大規模な地震の発生や特別警報が発表された場合に備えて、事前指導の段階で、最寄りの公共施設への避難や警察などの誘導に従った行動ができるように、十分な指導をしておく。（広域避難場所を児童・生徒用のしおりに載せておく）

- ・南海トラフの想定震源域またはその周辺でM6.8以上の地震が発生した場合や、南海トラフの想定震源域のプレート境界面で通常とは異なる「ゆっくりすべり」が発生した可能性があるとは判断した場合には、「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表される。その場合には、指定した場所に集結し、所在安否確認後、速やかに帰校する。学校、市教育委員会、旅行代理店と連絡を取りながら移動手段を確保する。電話網、インターネット網などが機能しなくなることも予想される。携帯したラジオの情報を元に、現地の警察や消防、地方自治体などの指示に従い、児童生徒の安全確保を最優先して行動する。
- ・「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合、従来の警戒宣言発令時とは異なり、電車の運行停止、高速道路や幹線道路の閉鎖などはされず、地震への備えを再確認しつつ、普段の活動を原則継続することになっている（令和元年5月現在）。しかし、交通網等が混乱することもあり得る。
- ・現地で突然大規模な地震が発生した場合、または豊橋市近辺で突然大規模な地震が発生した場合も、同様に児童生徒の安全確保を最優先して、現地待機もしくは豊橋への帰校両方の可能性を視野に入れて行動する。

③新型コロナウイルス感染症への対応

- ・修学旅行中に発症あるいは発症の疑いがあるとわかった場合は、1）管理職へ報告する。2）発症者と集団の接触を断つ。3）医療機関へ連絡をする。所轄保健所へ連絡をする。保護者へ連絡をする。また、救急車要請も視野に入れる。（呼吸が苦しい、意識が朦朧など）
- ・状況によっては、一部または全部の待機をさせるなどの指示を出すことが考えられる。（濃厚接触者特定のための調査、濃厚接触者となった者の検査等により、予定通り実施できない場合も考えられる）様々な情報を集めながら、どのような方法が適切なのかを校長が判断する。

④交通事故の発生

- ・□□□…。

⑤急病人、けが、体調不良の発生

- ・□□□…。

⑥活動場所周辺での凶悪犯罪やテロ活動の発生

- ・□□□…。

⑦分散学習中の行方不明（迷子）の発生

- ・予定時間超過 ・班全体の迷子
- ・自分がはぐれた場合
- ・班員が班からはぐれた場合
- ・その他

⑧対人的なトラブルの発生

- ・たかり、暴力、痴漢、誘拐、その他

⑨落とし物への対応

- ・財布、貴重品、切符、その他

⑩熱中症（季節による）

- ・□□□…。

⑪危険生物（動物アレルギー）

- ・□□□…。

（小学校の場合、季節により、奈良公園内の鹿）

④～⑪については、各校で具体的な危険の想定と対応策（事前指導内容を含む）を考え、記載する。

※小学校の分散学習については、教育的な意義をふまえつつ、教職員の目が行き届かないリスクもよく考えて計画するかどうかを決定する。
・学級別・班別分散学習中には、引率者からの指示が届かない場合が起こり得る。気象や災害などの情報が入り次第、どのような行動をすべきか、明文化したマニュアルを用意し、十分な事前指導を行い、当日は必ず携行させる。
例… 「避難場所の指定」
「行動手順」「連絡体制」など

(6) 傷害保険などの有無

- ・活動中の事故やけがなどについては、団体で加入する旅行傷害保険または独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度で対応する。
- ・(旅行代理店などを通じて任意の傷害保険などに加入する場合は、保険名などを記載する)
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センターに加入していない児童(生徒)の有無を明記する。加入していない児童(生徒)がいる場合は、事前に保護者と個別に協議して、事故やけがの発生時の対応を決めておく。

(7) 事故発生時の緊急対応図

- ・別紙「緊急対応図」参照

小学校野外教育活動、中学校自然体験学習の「緊急対応図」参照

- ・別紙「緊急対応図」については、『携帯用マニュアル』と表裏に貼り、ラミネート加工などをして、職員は常時携行し、緊急時に迅速な対応ができるように、事前にシミュレーションを行う。

(8) 児童生徒への事前指導内容と計画

月	日	曜	時限	指導内容
☐	☐	☐	☐	全体に関する説明、班編制、目標決め
				緊急避難時の動きに関する前指導

安全に関する指導の計画も含めて記載する。

(9) 人員点呼と参加児童生徒名簿

- ①各活動の前後、緊急時には必ず人員点呼を行う。また人員点呼時には健康観察も合わせて行う。各班長から担任へ報告し、担任は名簿に状況をチェックする。

- ・学校は主たる活動ごとに必ず必要な名簿を作成する。
- ・学校教育課に実施計画案を提出する時に添付する必要はないが、事故発生時などには必ずすぐに提出できるように、引率者と学校待機職員それぞれが用意しておくこと。

- ②参加児童(生徒)に関する各種名簿(全体名簿、移動中の座席名簿、活動ごとの班別名簿、宿泊名簿)は、緊急対応図とともに□年学年主任のC教諭が常時携行する。

- ③参加児童(生徒)に関する各種名簿の管理については慎重を期す。

その他:前年度実施した「3 チェックリスト(1)下見・事前チェックリスト(2)当日チェックリスト(3)安全管理上の次年度への引き継ぎ事項」を、引率教職員全員で確認の上、本年度の計画に反映させる。

利用する施設の安全管理規則などや旅行代理店作成の安全管理規則などを参考資料として添付してもよいが、学校が作成する実施計画案の代わりにはできない。

(10) 食物アレルギーを含む、健康上配慮を必要とする児童生徒への対応

＊食物、ハチ、ほこり、動物などによるアレルギー

- ・該当児童生徒については学校生活管理指導表等の情報を事前に確認し、引率者で情報共有する。
- ・該当児童生徒にはアレルギー症状を誘発するものへの対応を活動前に指導しておくとともに、引率者は個に応じた対応を理解しておく。
- ・アレルギーを発症する場面や状況を想定して教員を配置し、該当児童生徒の様子を観察する。
- ・食物アレルギーをもつ児童生徒の食材については確実に除去されているか、教員が確認する。代替食が提供される場合も、教員が食事前に確認をする。
- ・食物アレルギーを有する児童生徒とともに、周りの児童生徒に「お弁当やお菓子の交換は禁止」等の事前指導を行う。
- ・食物アレルギーの原因食物が該当児童生徒の食器等に付着しないように注意する。
- ・アレルギー症状を発症した場合は、ただちに教員に知らせるよう事前に全体指導をしておく。

＊配慮の必要な疾病

(例１)・糖尿病の児童生徒には、食前に養護教諭がつき血糖値を測定する。

(例２)・車いすの児童生徒には保護者が同行し、夜の着替えの補助を手伝ってもらう。

別添資料として、配慮が必要な児童生徒の情報(アレルギーや除去食等の対応)がわかるものを提出する。

※個人名は載せない。

※出発前日までに提出

4 持ち物

(1) 学校で用意するもの

(2) 児童生徒の持ち物 ※健康管理上必要なものは、☐で囲むようにする。

(3) 旅行業者が準備する物

- ・学校で用意するもの、児童生徒が用意するもの、それぞれについて記載する。
- ・学校として緊急時に備えて携帯ラジオを携行したい。
(災害時には携帯電話などは使えなくなる可能性が大きい)
- ・旅行業者が感染症等対策用に何を準備するのかも記載する。

5 事故発生時の注意事項

(1) 事故発生時

◇児童(生徒)の安全確保を最優先する。

◇安全を確認し、被害状況など現状把握をする。

(2) 「119番」(最寄の消防署)、「110番」(最寄の警察署)への通報要領

◇緊急時には、ためらうことなく「119番」通報を最優先する。

◇現場の位置、負傷者などの状況、負傷理由などを正しくはっきり知らせる。

(例) 「私は、愛知県豊橋市立□□学校の△△です。」

「□□市(町)の(□□□…施設名など)において修学旅行中に事故が発生しました。救急車(救助)をお願いします。」

「□□中に□□事故に遭い、児童(生徒)□名が頭部に損傷を負い、多量の出血があります。うち□名は意識不明です。」

「事故現場は、□□□です。」

「私の携帯番号は、□□□-□□□□-□□□□です。」

◇引率者は、事故現場(施設)近くの道路まで出て、救急車・パトカーなどの誘導を行う。必要があれば、車両などの進入路の確保(障害物の撤去など)を行う。

(3) 応急措置（救急法）

◇児童生徒の安全確保および応急措置を可能な限り行う。

※ 二次災害の防止にも、極力配慮する。

◇別添資料「救急法の基本」を参照し、救急隊が到着するまで救命処置を続ける。

(4) 学校への通報要領 [携帯用マニュアル「校外学習事故報告（第一報）」参照]

◇現地から通報を受けた学校は、状況を整理し、速やかに豊橋市教育委員会・学校教育課に通報する。

【連絡先】 昼・時間内・・・学校教育課（０５３２－５１－２８２６）

夜間・時間外・・・主 幹（_____）

※主幹の電話番号は第１回校長会議（４月初め）で周知する。

(5) 情報収集と学校・市教委の連携

◇校長は、現場での対応決定と指示を本務とするので、代表連絡先となる連絡員は校長以外の者とすることが望ましい。活動本部と救助本部（事故現場）が離れている場合は、それぞれに連絡員を指定する。（例 校務主任と学年主任、現場引率者と学年主任 など）

◇現場では、代表連絡先を一元化し、学校との情報共有をはかる。

◇事実関係（いつ、どこで、だれが、何を、どうした など）、被害状況や被害拡大状況、緊急性・重大性の程度、発生原因などの情報を収集する。

◇新たな情報を入手したら速やかに学校に通報し、学校は市教育委員会に連絡すること。なお、必要に応じて学校や市教育委員会に支援を要請する。

6 携帯用マニュアル

(1) 校外学習事故報告（第一報）の内容について

学校 → 学校教育課	電話 (0532) 51-2826
	FAX (0532) 56-5104

《学校からの報告内容》

- | | |
|--|--------------|
| <ul style="list-style-type: none">① 学校名、報告者職名、報告者氏名② 事故発生日時③ 事故発生場所、施設名、住所、電話番号④ 事故の概要（なにが、どうして、どうなったのか）⑤ 被害者の状況（可能なら被害の拡大状況または拡大予想も）<ul style="list-style-type: none">・被害児童生徒氏名、性別、けがの状況被害児童生徒数、全児童生徒数（参加学年のみ）⑥ 対応状況<ul style="list-style-type: none">・応急措置の状況、児童生徒などの避難状況など・現場引率者の対応状況、人数など・警察、救急車の出動要請・救急車要請の場合の付添引率者氏名⑦ 活動本部の連絡先<ul style="list-style-type: none">・現場引率者の氏名と携帯電話番号⑧ その他<ul style="list-style-type: none">・電話報告後、事故速報（様式53-1）を作成する | 報告内容例 |
|--|--------------|

(2) 事故発生時、第一報報告後に活動本部・学校が行うべき内容について

活動本部

- ① 児童生徒の安全確保と人員確認・安否確認を最優先する。
- ② 「5W1H」を明らかにした具体的な情報収集に努め、現場の状況や今後の見通しなども含めて、指定された連絡員が学校との連絡を取り合う。
- ③ 警察・消防などが設置した救助本部と連携をとる。
 - ・救助本部には、必ず校長以下、複数の教職員がつめる。
 - ・救助隊に参加者名簿を提出し、協力して児童生徒の人員確認を行う。
 - ・被害を受けた児童生徒の人数・氏名・性別・学年・学級などを確認し、その状況や搬送先の病院などの情報を、速やかに学校に伝える。
 - ・児童生徒が病院に搬送される場合には、必ず引率者が付き添う。

学 校

- ① 残留教職員を集め、事実把握の確認、人員配置・役割分担の確認、命令系統の確認を行う。
- ② 参加者名簿を、学校教育課に提出する。
- ③ 保護者への事故発生連絡（メール配信や電話連絡など）を速やかに行う。

・「いつ」、「どこで」、「何が」起こったのか	・現在の状況を簡潔に
・この後、保護者は「いつ」、「どこに」集合するのか	
- ④ 被害を受けた児童生徒に関する情報を入手したら当該児童生徒の保護者にいち早く状況を連絡する。
- ⑤ PTA役員、学校評議員（自治会長）などへの連絡
 - ・「緊急PTA役員会」、「緊急評議員会」の開催連絡
 - ・今後の対策や動きについての協力依頼
 - ・保護者説明会での協力依頼 など
- ⑥ 時系列を明確にした記録をとる。
 - ※会話などは、できる限りありのままを記録する。
- ⑦ 報道関係者の取材に対しての指示を行う。
 - ・門扉への張り紙
 - ・記者会見の予定
 - ・必要に応じて「控室」の設置

7 チェックリスト

(1) 下見・事前チェックリスト

行事名		実施月日 / () ~ / ()
学校名		校長名
利用施設名		記載者

下見でのチェック項目【下見実施日① / ()、② / ()、③ / ()】

1	施設の安全管理体制および安全マニュアルと、学校の校外学習安全マニュアルとを比較して、施設職員とともに妥当性を検討したか
2	施設の活動プログラムの実施・中止判断基準と、学校の実施・中止判断基準を、施設職員とともに適切であるか協議したか
3	施設職員と日程等についての妥当性、想定される危険・事故などの情報を交換したか
4	危険箇所の確認と回避策・対応策の検討をしたか
5	避難経路、避難場所、本部となる場所、AED の設置箇所、人員配置の確認をしたか
6	児童生徒の動きを想定して、施設・移動経路・活動場所の確認と安全点検をしたか
7	通信受信手段（携帯電話、トランシーバー、ラジオ等）の電波状況など確認したか
8	児童生徒の移動（輸送）方法、乗降の場所、移動場所は妥当か
9	交通機関（鉄道、バス、タクシーなど）や利用する駅などと打ち合わせをしたか
10	緊急時に必要と予想される病院・警察・消防・保健所などの場所・電話・内容などを確認したか
11	集合場所や活動場所は、前後左右の間隔をとれる適切な広さか
12	訪問先、宿泊先に対して新型コロナウイルス感染症の対応を確認したか
13	<u>食事をする際の座席配置や消毒、換気などの感染症対策について確認をしたか</u>
14	宿泊先等での食事はバイキングや複数人で分け合う形式のものは避けるよう依頼したか
15	発症または発症の疑いがある児童生徒への対応について確認したか
16	

事前に確認すべきチェック項目

1	校外学習（行事）およびその活動内容は、学校の教育目標と合致しているか。また、活動のねらいと教育的意義は適切か
2	児童生徒にかかる心身両面の負担は適切か
3	天候、気温、日没時間を確認したか。また、期日・日程・プログラムに無理はないか
4	予備日や雨天案など、代替りのプログラムは適切に用意されているか
5	活動の内容に対して引率者の人数は適切か（学校指導要覧 第2章「校外学習」参照）
6	引率者の中に、同施設での活動経験者がいるか確認しているか

7	安全や救急に関する担当者や学校待機職員も含めた指導体制は整っているか
8	児童生徒の輸送方法・経路等は、委託業者や利用する交通機関や駅などと調整されているか
9	下見での情報、直近に同様に実施した他校の情報などを計画に反映させているか
10	「安全管理上の引き継ぎ事項の総括」（インシデント）を活用して、安全管理を行っているか
11	「緊急時対応図」「携帯用マニュアル」は引率者全員分用意しているか
12	緊急時に対応できるように、主たる活動ごとの児童生徒名簿は適切に配備・管理されているか。また施設には提出したか
13	食物アレルギーなど、特別に配慮が必要な児童生徒の把握と対応方法をまとめているか
14	上記 13 の児童生徒に対する配慮事項について、引率する全教員が対応できるか
15	児童生徒・学校の持ち物は、実施計画案に明記され、適切か
16	避難経路（矢印などで示す）と避難場所、および A E D の設置場所は、児童生徒用のしおりに記載されているか
17	保護者への説明会は実施したか ⇒ 【 / () 】 実施
18	実施計画案について、職員会議・学年会などで共通理解され、実施時には全教職員がすぐに活用できるようになっているか（実施時には、電話近くに置かれるなど）
19	日本スポーツ振興センターへの加入状況が様式 31-1 に記載されているか。また、加入状況について記載されているか（全員加入しているか）
20	旅行業者等から提供される保険へ加入しているかどうか、様式 31-1 に記載されているか
21	旅行業者と保険の適用範囲を確認したか 例）コロナ感染への適用 例）保護者迎いの運賃保障 例）PCR 検査に伴う滞在費等
22	旅行業者が感染症対策のため持参する物品について、実施計画案に記載されているか
23	

※各項目については、削除をしない。その行事について、チェック項目が該当しない場合は、チェック欄に「—」を記入する。

※活動内容によって、追加すべきチェック項目がある場合は、項目を追加して記載する。

(2) トーチトワリング
チェックリスト
(火をつけて実施する場合のみ提出)

行事名		実施月日 / () ~ / ()
学校名		校長名
利用施設名		記載者

事前のチェック項目

1		トーチ棒は、留め具等のゆるみがないか
2		トーチ棒につけるろうきんは、綿100%のものを使用しているか
3		トーチトワリングの練習は、指導計画に沿って実施したか
4		トーチトワリングの指導計画は、実施計画案に記載したか
5		トーチ棒を水平以下に下げて持たないことを指導したか
6		トーチ棒を上に向けて持っていられなくなったら、トーチ棒を手放すことを指導したか
7		火が衣服に燃え移ったら、すぐに地面に転がることで火を消すよう指導したか
8		綿100%の長袖の上下の服を着用すること、長い髪はバンダナ等でまとめることを、児童生徒だけでなく、保護者にも協力の依頼をしたか
9		トーチトワリング演技中の教師の役割分担を指導日程細案に明記したか
10		トーチトワリング演技中の注意事項を演技者だけでなく、参観者にも指導したか
11		トーチ棒に実際に火をつけ、本番と同じ条件・同じ指導者でリハーサルを行ったか
12		リハーサルで気づいたことを本番に生かせるよう情報共有を図ったか
13		

危険に関するチェック(直前確認)

1		トーチ棒は、留め具等のゆるみがないか
2		トーチ棒につけるろうきんは、綿100%のものを使用しているか
3		綿100%の長袖の上下の服を着用し、長い髪はバンダナ等でまとめているか
4		トーチトワリング演技中の教師の役割分担や配置場所を確認したか
5		トーチトワリング演技中の注意事項を演技者と参観者に現地で指導したか
6		トーチ棒を水平以下に下げて持たないことを演技前に指導したか
7		トーチ棒を上に向けて持っていられなくなったら、トーチ棒を手放すことを指導したか
8		火が衣服に燃え移ったら、すぐに地面に転がることで火を消すよう指導したか
9		灯油がたれないように、リハーサルと同じ指導者がろうきん等をしぼったか。また、それを複数の教員で確認したか。 ※子どもには絶対にしぼらせないこと
10		水を入れた非常時消火用のバケツを十分な個数、準備したか
11		風向きを考えて演技場所を配置するようにしたか
12		風向きを考えて参観者の場所を配置するようにしたか
13		

活動中のチェック項目

1		トーチを扱う者同士の間隔を十分にとったか
2		風向きに合わせて演技場所が配置してあるか
3		風向きに合わせて参観者の場所を配置してあるか
4		火の燃え方は、練習のとおりか。灯油がたれていることはないか
5		教師は、計画どおりに役割を果たしているか
6		

(3) 当日チェックリスト

行事名		行事の実施月日	
学校名		/ () ~ / ()	
施設名・活動名		記載者	

活動前のチェック項目

1	活動の実施・中止判断のための情報を集めているか
2	計画段階と状況が変化していないか確認したか
3	校長は、活動の実施・中止について関係者（施設長、添乗員など）と協議を行ったか
4	児童生徒とともに、避難経路・避難場所・AED設置場所の確認をしたか
5	気象情報等を入手し、注意を払っているか
6	児童生徒の人員（参加・不参加の人数）を確実に把握しているか
7	児童生徒の健康状態を確実に把握しているか
8	食物アレルギーの児童生徒に対して、活動前の健康観察をしているか
9	食物アレルギー児童生徒の食事について、食前に食材やメニュー等の確認をしているか
10	緊急時に、活動本部で児童生徒の状況把握ができる体制を整えているか
11	「緊急時対応図」「携帯用マニュアル」は引率者全員が持参しているか
12	

危険に関するチェック

1	危険な生物（例：ヘビ、ハチ、ムカデ等）がいないか確認してあるか
2	ふれると害のある植物（ヤマウルシ、ヤマハゼ等）がないか確認してあるか
3	落雷からの避難場所はあるか
4	定められた活動時以外に、海岸などの水辺に行かないように指導したか
5	土砂崩れ箇所はないか、土砂崩れの心配な場所はないかを確認したか
6	道具の使用について指導したか
7	熱中症、やけど、薬の服用などに対する指導をしたか
8	

活動中のチェック項目

1	活動の実施・中止判断のための情報を集めているか
2	児童生徒とともに、避難経路・避難場所・AED設置場所の確認をしたか
3	気象情報等を入手し、注意を払っているか
4	緊急時の児童生徒の状況把握ができる体制が整っているか
5	計画段階と現地の状況が変化していないか
6	参加者の健康状態に変化がないか
7	人員確認が適切に行われているか
8	機会をとらえて、ルールや指示を守らせる指導をしているか
9	引率者および現地スタッフとのミーティングは適宜効果的に行われているか
10	状況の変化により、柔軟にプログラムを変更できるようになっているか
11	児童生徒の健康状態・活動状況などの報告は確実にされているか
12	
13	

※活動内容に合わせてチェックすべき事項を考え、追加・修正すること。

終了後10日以内にメッセージで提出

(4) 安全管理上の次年度への
引き継ぎ事項

行事名		行事の実施月日 / () ~ / ()	
学校名			
利用施設名		記載者	

◆ 安全管理上、次年度に改善すべきと思われる事項の記録

- 次年度への安全管理上の引き継ぎ事項を記録する場合は、どんな配慮が安全管理に有効だったのか、問題が発生した場合にどのような対応策をとったのか（とるとよいのか）などを具体的に記載する。その際、下記に示した観点に沿って記述すること。

- ① 下見や計画立案について
- ② 事前指導や説明会等について
- ③ 情報（気象など）収集方法や通信手段について
- ④ 児童生徒の健康管理（熱中症対策、薬の服用、食物アレルギー対策等）
- ⑤ 交通機関の利用や施設・設備について
- ⑥ 各活動プログラムについて
【野外炊飯、ウォークラリー、キャンプファイヤー、分散学習、
トーチトワリング、自然体験活動など】
- ⑦ 感染症対策について
- ⑧ その他

※ 終了後10日以内に、内部共通事務システム・メール、または、校務支援システム・メッセージにデータを添付して提出してください。

※ ①～⑧の項目に沿って記述してください。すべての項目について記述する必要はありません。

※ それぞれの項目には、以下の観点で頭に記号をつけてください。

○…よかった点

△…よくなかった点、反省点

・ …各学校で引き継いでおくべき事項で、全校で情報共有しておいた方がよいと考えられる点

記載例

(4) 安全管理上の次年度への 引き継ぎ事項

行事名	修学旅行	行事の実施月日	
学校名	穂の国小学校	9/5(月)～ 9/6 (火)	
施設名・活動名	修学旅行	記載者	豊橋太郎

① 下見や計画立案について

○下見の時に、実際に奈良公園の子どもたちが歩く経路を歩いて確認したことで、交通量が多く危ない道路について把握することができ、当日は教員を配置して児童の安全を確保することができた。

④ 児童生徒の健康管理、食物アレルギー対策について

△食物アレルギーへの対応が必要な児童への対応について、事前に代替食について旅館や保護者とも相談のうえ、計画をしていたが、食事場所で確認したときに、予定と違うメニューが提供されていることに気がついた。その場で調理責任者に材料や調理方法などについて確認を取り、保護者にも連絡をとり、問題はないと判断。なんとか食事をとることができた。食事前の確認をきちんと行うことが非常に大切であると感じた。

⑥ 各活動プログラムについて

△奈良公園（東大寺及び興福寺国宝館など）での活動時間の設定が短く、予定していた見学場所をすべて回ることができなかった班もあった。新型コロナウイルスの感染状況による見学時間の制限や下見時との観光客の多さの違いなどによって、活動時間の見通しがしづらかったことが原因であると考えられる。旅行業者を通じて当日の見学時間の正確な把握や他の観光客の状況などを把握しておくことが必要である。

⑦ 感染症対策について

- 新型コロナウイルス対策のため、新幹線からバスにかえたが、駅を使わなかったため、見学や買い物以外で、不特定多数の人に会うことがなくよかった。また、改札前やホームで並ばなくてもよいため、密を避けることができた。
- ・各児童の持ち物に除菌シートを加えた。学校と旅行業者で十分な量の手指消毒用グッズは用意していたが、細かなところで児童各自が消毒を行うことができ、重宝した。

(5) 学校教育課チェックリスト

行事の種別：

供 覧 学校 / () ~ / () 場所
 届出 様式 31-1 / () 提出 実施計画案・チェックリスト / () 提出 / () 再提出
 当日チェック・引き継ぎ事項 / () 提出

課長	主幹	指導 G 課長補佐	学事 G 課長補佐	安全担当 指導主事		指導主 事①	指導主 事②	指導主 事③	指導主 事④	指導主 事⑤	学事 G 〇〇
					⇒						

学校担当者：

教諭

⇒ 最後は担当指導主事（〇〇）へ

チェック項目

①	利用施設の名称、所在地、電話番号、および同施設使用・同活動の経験者や現地スタッフなどの有無は、届出様式 31-1 および実施計画案に明記されているか
②	責任者や指導体制（学校待機の教職員を含んだ役割分担・配置）は適切であり、実施計画案に明記されているか。安全に関する指導は、日程細案に具体的に盛り込まれているか
③	各活動の実施・中止判断基準は適切で、実施計画案に明記されているか
④	教職員は、想定される危険・事故などの回避策や対応方法について、周知・学習しているか また実施計画案に記載されているか
⑤	傷害保険の必要性について検討し、その有無について様式 31-1 および実施計画案に明記されているか
⑥	緊急時対応図（本部場所・連絡先・連絡先電話番号・対応者氏名・保護者への連絡方法など）が実施計画案に具体的に明記されており、適切か
⑦	児童生徒への事前指導は計画的であり、内容が適切か
⑧	感染症についての対策が講じられているか
9	事業の趣旨や目的が明らかになっているか
10	期日・日程・プログラムに無理はないか。また、状況の変化により、柔軟にプログラムを変更できる体制になっているか
11	下見および保護者への説明会等は適切に行われ、様式 31-1 に明記されているか 下見 / ()、説明会 / ()
12	「下見・事前チェックリスト」「事前に確認すべきチェック項目」は適切に記載されているか

※丸数字は、実施計画案に盛り込まれるべき安全管理に関する項目

危険に関するチェック ⇒ 以下の項目が実施計画案に盛り込まれているか。

13	避難経路・AEDの設置場所について
14	落雷（天候）・土砂崩れについて
15	危険な生物（例：ヘビ、ハチ、ムカデ、ふれると害のある植物等）について
16	定められた活動時以外に、海岸などの水辺に行かない指導について
17	道具の使用などについて
18	感染症・熱中症・急病・けが・アレルギーなどへの対応について